

令和5年度 豊かなむらづくり全国表彰事業 関東ブロック事例集 関東農政局



特定非営利活動法人あがた農楽園
(栃木県足利市)



薄根地域ふるさと創生推進協議会
(群馬県沼田市)



新井宿駅と地域まちづくり協議会
(埼玉県川口市)



道の駅つる生産者組合
(山梨県都留市)

令和6年3月

農林水産省

は じ め に

「豊かなむらづくり全国表彰事業」は、農山漁村におけるむらづくりの全国的な展開を推進するため、優良事例の表彰を行うとともに、あわせて業績発表等を行うものです。

令和5年度は関東農政局管内の4県より優良事例の推薦があり、農林水産大臣賞を3団体が、関東農政局長賞を1団体が受賞されました。

農山漁村地域は、国民に対する食料の安定供給を担うという重要な役割のみならず、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の重要な役割を果たしている一方、都市部に比べ、過疎化による人口減少や高齢化の進行が著しく、地域の活力や集落機能の低下が懸念されています。

こうした中であって、受賞された4事例は、それぞれの地域において、地域の特色をいかし個性的なむらづくり活動に取り組まれ、いずれも地域の活力低下に陥った危機に対し、地域の宝をうまく活用しながら、ピンチを新たなチャンスと前向きに捉え、組織一丸となってむらづくり活動に取り組んでこられた、素晴らしい取組だと思います。

本書は、受賞されました団体の活動の概要を取りまとめたもので、管内でむらづくりに取り組まれている方々や、これから取り組もうとされている方々の活動の一助となれば幸いです。

関東農政局としましても、皆様の取組を参考とし、他の地域でもむらづくりの取組が広がるよう、情報発信や普及を進めていきたいと考えております。

最後に、この表彰事業の実施にご協力頂きました都県及び関係市町村、並びに精力的に審査を行って頂きました審査委員に深く感謝するとともに、管内におけるむらづくり活動が一層活力あるものとなりますよう祈念いたします。

令和6年3月

関東農政局農村振興部農村計画課長

目 次

○ 令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評	1
○ 関東ブロック表彰式・事例発表の状況	5
I 令和5年度豊かなむらづくり優良事例地区位置図	7
II 優良事例の概要	
【農林水産大臣賞】 特定非営利活動法人あがた農楽園（栃木県足利市）	13
【農林水産大臣賞】 薄根地域ふるさと創生推進協議会（群馬県沼田市）	23
【農林水産大臣賞】 新井宿駅と地域まちづくり協議会（埼玉県川口市）	33
【関東農政局長賞】 道の駅つる生産者組合（山梨県都留市）	43
III 参考	
令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業の結果について	55
農林水産祭開催要綱	57
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領	61
農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図	65
豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について（抜粋）	67
関東農政局むらづくり審査会運営規程	71
豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表	73
令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック担当者	79

令和５年度 豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰 総評

関東農政局むらづくり審査会会長 明治大学農学部 橋口 卓也

I はじめに

令和５年度の「豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰」には、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県からの優良事例推薦があり、その中から農林水産大臣賞３件と関東農政局長賞１件が選定されました。審査会を代表して、受賞された皆様にお祝いを申し上げますとともに、調書作成などでご尽力された関係者の方々に御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により各種の活動への影響もあったかとは思いますが、今年度の推薦事例は４件であり、関東農政局管内に１０都県あることからすれば、来年度以降、少なくとも過半数の都県から推薦があるようになることを審査員一同で期待しております。

さて、審査の経過ですが、農林水産大臣賞受賞候補事例を選定する一次審査においては書類審査に加え、オンラインによるプレゼンテーションを行っていただき審査を行いました。その後、大臣賞受賞候補事例については、現地調査を行い、対面での質疑も行わせていただいて大臣賞を決定するとともに、関東農政局長賞受賞事例を選考いたしました。この間の関係者皆様の審査等へのご協力に改めまして御礼申し上げます。

以下、各事例について簡単に紹介します。

II 推薦事例の評価ポイント

1 栃木県足利市「特定非営利活動法人あがた農楽園」

あがた農楽園が活動する県地区は、古くから農業生産が活発で昔ながらの田園風景が広がる魅力ある農村地域ですが、少子高齢化や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面していました。

そうした課題に対して、多様な人材が輝ける地域活性化の取組を行うために、まずは、地域の将来像やその実現に向けた法人の取組内容を、「あがたの未来プロジェクト」として見える化し住民と共有したことで、活動の賛同者を増やし法人を設立することができました。

法人設立後、約２年という新しい組織でありながら、社会福祉法人をはじめ、市内小中学校や女性会など多くの主体と連携しながら、活動の幅を広げてられました。

社会福祉法人と連携し、耕作放棄地を活用した農業を開始し、ジャガイモやサツマイモ、スナップエンドウを栽培するとともに、遊休施設の修繕を行い、スナップエンドウの栽培に当たっては、障がい者だけでなく、高齢者も雇用するなど新たな就業機会を創出しています。

また、市から管理委託を受けた土地をコスモス畑とし、景観の向上と地域への誘客につなげているとともに、鉄道駅周辺施設でのイルミネーション装飾を行い、地域のイベントとして点灯式を行うなど、都市と農村の交流促進に努めています。

このように、組織が設立されてから２年程度ではありますが、地域の課題解決に向け、法人の方々が創意工夫を重ねながら様々な活動を展開し、地域づくりの成果をあげつつあることは高く評価でき、更なる活動の展開が期待されます。

2 群馬県沼田市「薄根地域ふるさと創生推進協議会」

本協議会のある旧薄根村地域・石墨西地区は、少子高齢化の進行により、集落としてのコミュニティ機能の低下が深刻なものになっていたため、集落の住民が中心となり、話し合いを重ねつつ、耕作放棄地の復田を端緒として目に見える地域環境の改善に取り組んできました。

そうした話し合いを始めてから短期間で、多くの地域住民や団体とコミュニティ機能の再生に向けた連携体制を構築し、棚田を生かした棚田オーナー制度、各種体験事業を活用した都市農村交流、棚田の景観の復活と里山の自然環境の保全活動を通じた地域コミュニティの活性化、学校等と連携した生態系の保全と学習機会の創出など、総合的なむらづくりが行われてきました。

こうした各種取組は、都市農村交流や環境保全を充実させるための人材育成において、将来に向けた目標を明確化するとともに、地元住民と都市住民、棚田の保全活動に共感した多くの関係者との連携により進められています。こうした取組の推進により、農地の保全、農業や農村の多面的機能や農村文化の伝承、更には小学生、中学生の活動による農村への理解の醸成や関係人口の増加にも繋がっています。

このように、棚田を地域資源として活かし、地域住民だけでなく地元企業や都市住民などを巻き込んだ棚田オーナー制度や各種体験交流イベントなど、新しい取組にもチャレンジしており、今後の発展も期待でき、むらづくりのモデル事例になり得るものであると思います。

3 埼玉県川口市「新井宿駅と地域まちづくり協議会」

本地域は都市計画法上の市街化調整区域が多く、東京近郊でありながら緑地帯が多いものの、近年、耕作放棄地が増え、農地が資材や産廃置場になり始めたことに危機感をもち、地域の魅力を発掘し、未来の地域の人たちのために役立てるため、地域の様々な情報発信を行っています。

本協議会には、都市農家部会、歴史部会、文化・工芸部会、プロジェクト部会、地域事業部会があり、目的に応じ、効率的に活動を行っています。特に、地元農産物を使った6次産業化による各種商品は、今まで地元の原材料を使ったご当地産品が少なかった川口市において開発をリードしており、市内の食品加工業者や飲食業者の注目を集めています。

その他に、耕作放棄地の活用、せん定枝等を土に還す取り組み、収穫体験、特産品（赤山洪）の復元、地域の歴史・伝統の保全など幅広い活動を組織的に展開しています。

本協議会は都市地域でありながら、農業の大切さを伝える活動において当該地区の中心を担っており、都市の中にある農業の利点を生かし、様々な農業コンテンツを創出して都市住民と農業を結び付けるとともに、植木の里の緑の景観、史跡、そこに点在する民家カフェなどもPRし総合的な地域の魅力発信に努めています。

このように、本協議会の多彩な活動は川口の農業を牽引するのみならず、「住みやすい街川口」から「住みたい街川口」にグレードアップを図る川口市にとっては欠かせない存在となっており、都市部にある同じような地域の農業のあり方の模範になると考えられます。

4 山梨県都留市「道の駅つる生産者組合」

都留市は中山間地域に位置し、生産性の低い傾斜地や小規模な農地が分散して点在し、耕作放棄地が増加しています。これまで、「おすそ分け文化」が定着し、農産物を販売するという意識があまりない生産者も比較的多かったものの、一方で販売農家からは農産物を積極的に販売したい、市内の消費者からは地元産の農産物を購入したいという要望があったため、農林産物直売所の建設がスタートしました。

しかしながら、農産物を安定的に出荷できる生産者組織が存在していなかったことから、農家の育成確保に注力し生産者組合を設立しました。

生産者組合では、認定農業者によって生産される葉物野菜、スイートコーンや清らかな湧水を活用した水かけ菜、わさび等多種多様な農産物を生産し、地産地消の推進に貢献しています。

また、県営中山間地域総合整備事業を展開し、ほ場整備、農道、水路及び獣害防止柵の整備等、組合員の営農規模の拡大等にも寄与するとともに、ブランド豚を生産する唯一の養豚農家の後継者問題を解決するため、地域おこし協力隊の力を活用し、法人の立ち上げによる事業承継を実施しました。

さらに、市内のお寺を会場として栄養面に配慮した食事を提供している「つる食堂（子ども食堂）」に食材を提供することで、食品ロス削減への貢献、子どもの貧困対策等の推進にも寄与しています。

こうした生産者組合による道の駅への農産物出荷に加え、地域内の耕作放棄地の保全管理や営農規模の拡大、新規就農者等への営農支援による担い手の育成等、地域農業の振興への貢献度の大きさは計り知れず、各部会が中心となった各種イベントの開催は好評を得ており、市外・県外からの来場者との都市農村交流の発展にも寄与し、今後のさらなる活動の展開が期待されます。

Ⅲ まとめにかえて

今年度の受賞４事例について簡単に紹介しましたが、評価等は私個人のものであることをお断りしておきます。

毎年推薦いただく事例は多種多様な取組であり、今年度の事例は「農福連携」、「棚田の保全」、「都市農業」、「道の駅への生産品の出荷」といった内容であり、同じ基準で評価することはとても難しいことであると痛感しています。

本事業における「むらづくり」とは、「農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくり」と定義されており、今年度の４つの事例も単なる農林漁業振興ではなく、それを核にした総合的なむらづくりになっているものと思います。

受賞地区の皆様におかれましては、これまでのご苦労や困難も多々あったろうかとは思いますが、それぞれの地元のみならず、多くの方々の期待もあることから、引き続き、今後のむらづくりに携わっていかれることをお願いしまして、審査会会長としての総評とさせていただきます。

以 上

○関東ブロック表彰式・事例発表の状況

＜開催日＞令和5年11月17日（金）

＜開催場所＞さいたま新都心合同庁舎2号館5階 大研修室5A

＜総評＞



橋口 関東農政局むらづくり審査会会長

＜式辞＞



信夫 関東農政局長

＜賞状及び記念品授与＞



特定非営利活動法人あがた農楽園



薄根地域ふるさと創生推進協議会



新井宿駅と地域まちづくり協議会



道の駅つる生産者組合

<事例発表及び意見交換>



特定非営利活動法人あがた農楽園



薄根地域ふるさと創生推進協議会



新井宿駅と地域まちづくり協議会



道の駅つる生産者組合

<記念撮影>

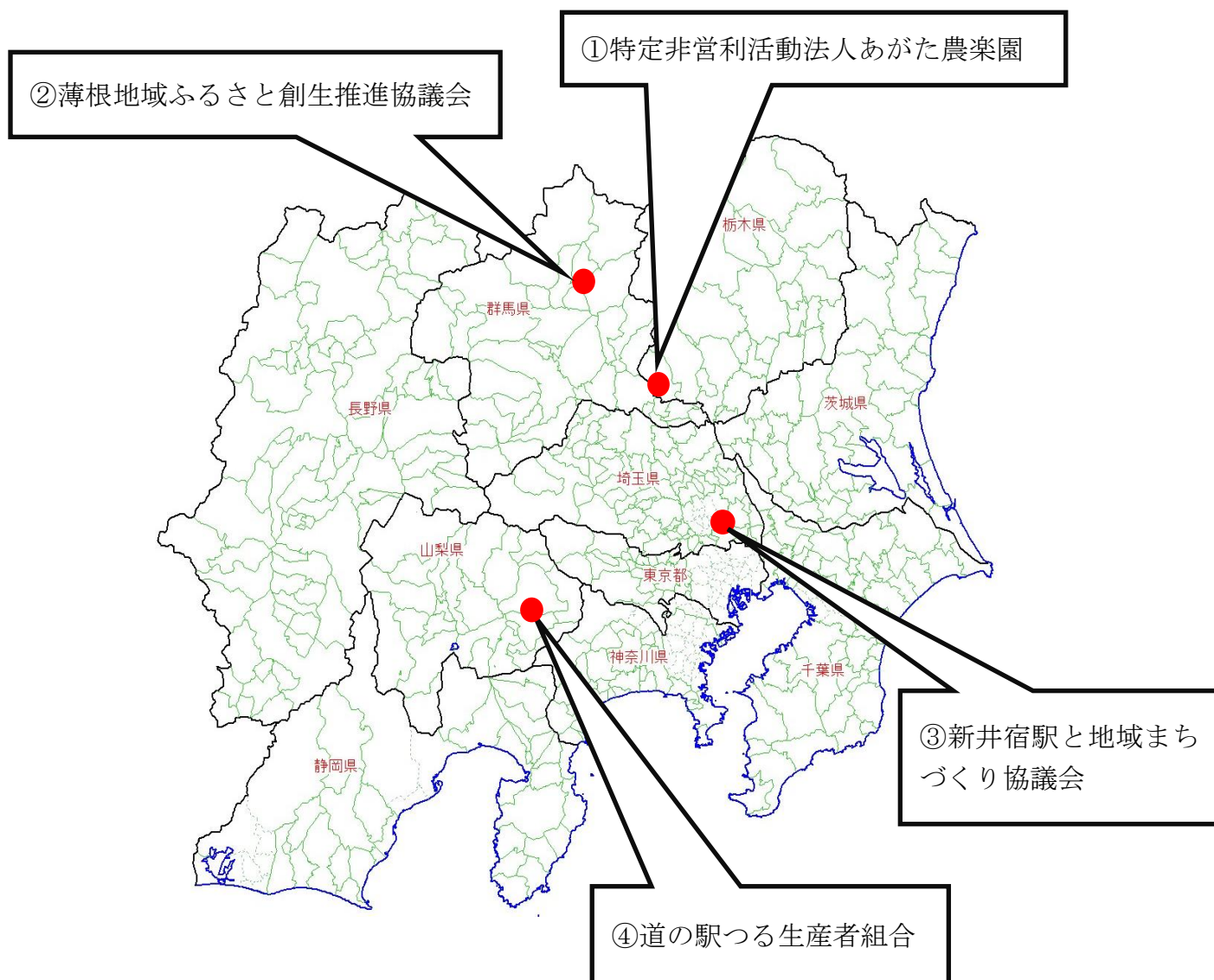


受賞団体、審査会会長、関東農政局幹部との記念撮影

I 令和5年度豊かなむらづくり 優良事例地区位置図

令和5年度豊かなむらづくり優良事例地区 位置図

- ① 特定非営利活動法人あがた農楽園
(栃木県 足利市)
- ② 薄根地域ふるさと創生推進協議会
(群馬県 沼田市)
- ③ 新井宿駅と地域まちづくり協議会
(埼玉県 川口市)
- ④ 道の駅つる生産者組合
(山梨県 都留市)



Ⅱ 優良事例の概要

農林水産大臣賞受賞

【 高齢者も障がい者も若者も みんな農業で笑顔になる 】

受賞者 とくていひ えいり かつどうほうじん 特定非営利活動法人あがた のうらくえん 農楽園

(栃木県 足利市)



農林水産大臣賞受賞

高齢者も障がい者も若者も みんな農業で笑顔になる

とくていひ え い り かつどうほうじん のうらくえん
受賞者 特定非営利活動法人あがた農楽園

あしかがし
(栃木県足利市)

■ 地域の沿革と概要

足利市は、栃木県の南西端に位置する人口約 14 万人の都市である。まちの中心部を渡良瀬川が東西に流れ、北には足尾山地に連なる山々が、南には関東平野が大きく広がり、東京から 80km 圏内にあるとは思えないほど、豊かな自然が残されている。

また足利市は、室町幕府を開いた足利尊氏公の故郷であり、市内には足利氏ゆかりの寺社や日本最古の足利学校など、数多くの歴史・文化遺産が点在している。

産業は、古くは織物の町として栄えたが、近年はアルミや機械金属、プラスチック工業などを中心とした商工業都市になっている。

当団体の活動拠点である県地区は、南部の「三栗谷田圃」と呼ばれる平坦な水田地帯の中心地にある。古くから良質なコメの産地だったが、安土桃山時代、渡良瀬川に堰を築造して水を引き入れたことで豊かな田園地帯が形成された。戦後の大規模な圃場整備事業が実施されると、生産量は飛躍的に伸び、以来長く、足利市の農業を牽引してきた。

しかし、近年の農業を取り巻く諸環境の大きな変化に伴い、農家の世代交代が進まず、農業従事者の高齢化が進行している。このことは、農業生産の減少にとどまらず地区の活力という面でも課題となっている。

一方、ここ数年本地区農業に明るい兆しが見え始めている。意欲のある農業者が、首都圏に近接する産地の強みを生かし、収益性の高いイチゴやアスパラガスなどの園芸品目へと事業

第 1 図 位置図

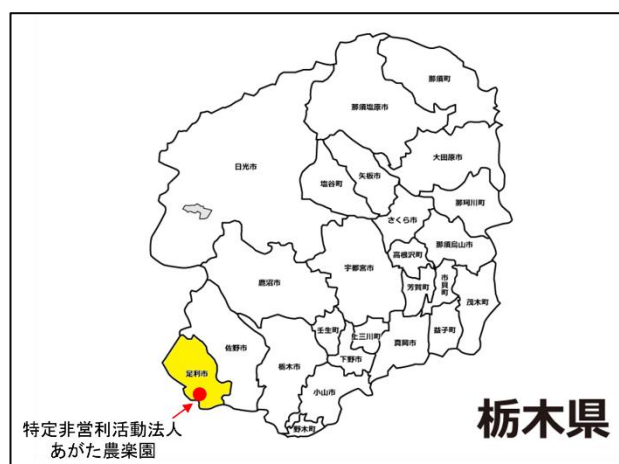


写真 1 史跡足利学校



写真 2 三栗谷田圃

の拡大や多角化を進めて成果を上げはじめると、足利市の内外を問わず、新たに農業にチャレンジする若者が増えはじめ、ここ5年間で10名を超える新規就農者が誕生し、新しい農業の担い手として育ち始めている。

■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

あがた農楽園が活動する県地区は、古くから農業生産が活発で昔ながらの田園風景が広がる魅力ある農村地域であるが、少子高齢化や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面している。

当団体では、多様な人材が輝ける地域活性化の取組を行うために、まずは地域の将来像やその実現に向けた法人の取組内容を「あがたの未来プロジェクト」として見える化し、住民と共有したことで、活動の賛同者を増やし法人を設立することができた。

設立後、約2年という新しい組織でありながら、社会福祉法人をはじめ、市内小中学校や女性会など多くの主体と連携しながら、活動の幅を広げてきた。

第1表 地区の概要

事 項	内 容
地区の規模	集落の集合体
組織の性格	機能的な集団等
人口等	総人口 144,746人 総世帯数 61,617戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数 720経営体 個人経営体数 700経営体 団体経営体数 20経営体 (内、法人経営対象) 17経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 17,776ha 耕地面積 2,260ha 田 1,900ha 畑 366ha 耕地率 12.7% 一経営体当たり耕地面積 3.1ha

※四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

県地区で長く農業を営み、少しずつ後進に経営を譲り始めた3人の仲間が、数年前から東武鉄道県駅前に小さなイルミネーションを飾り、また、ビニールハウスを会場にイベントを催すなど、余暇を使って地域活動を行うようになった。

そんな折、かつて障がい者施設（就労継続支援施設B型）で働いた経験をもつ農業者から、障がい者は、一般の人とは比べものにならない低い作業対価で働いている、という実態について聞く機会があった。そして、この地区にも、働く意欲はあってもその機会の少ない高齢者や、さまざまな事情から思うように働けない若者が、意外に多く生活していることに気づき、「働きたいのに機会がない人、働いているのに最低賃金にも届かない人、いろいろな人が、働く喜びを感じながら交流できる場所をつくりたい」との思いが沸いて、自分たちで何かできることはないか考えるようになった。

この頃、この地区に圃場整備の計画が持ち上がったことで、行政の関係者と定期的に話し合いの場がもたれるようになった。時にはビニールハウスで、ナマズの天ぷら鍋を囲みながら、農家への支援策や全国の事例などを学んだ。考えていた障がい者や高齢者の問題についても意見交換を行った。

そのような機会を重ねるうち、この地区に点在する使われなくなった農地やビニールハウスを、農園として再生して農業を再開することができれば、障がい者や高齢者のための

新たな就労の場ができること、そしてみんなに喜ばれているイルミネーションやイベントも、一緒に楽しむ仲間の輪が広がれば、この地区に元気が出るのではないか、このように活動のイメージが具体的に becoming に従って自信が深まり、具体化のための行動を起こすことになった。

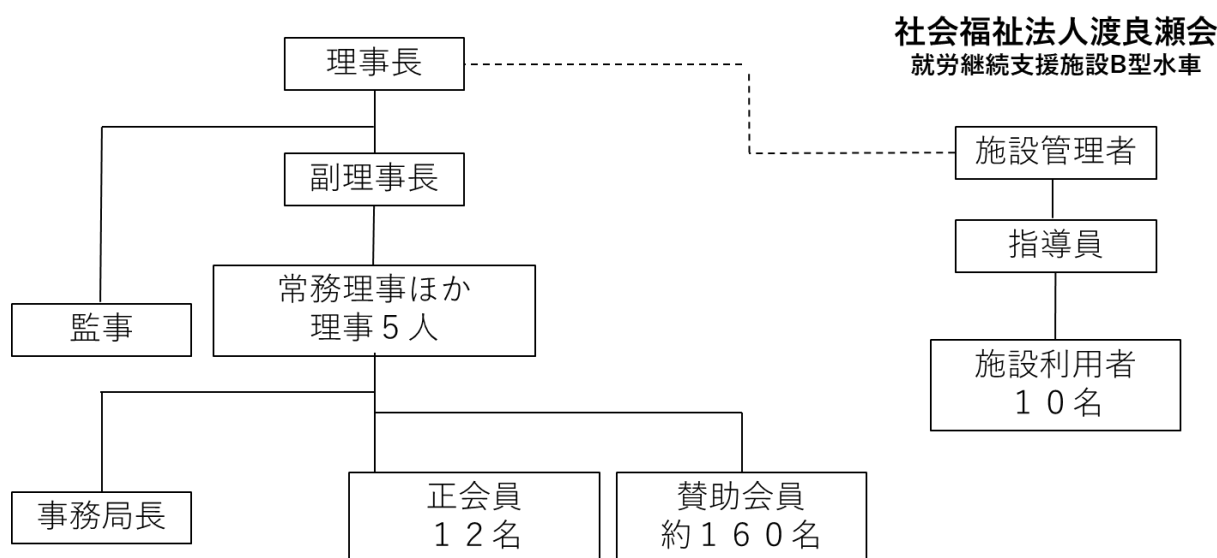
(2) むらづくりの推進体制

令和2年11月、近隣の住民に声をかけ、特定非営利活動法人設立の説明会を開催すると、20名を超える参加者全員の賛同が得られ、すぐに設立要件を満たすことができ、同12月13日には総会を開いてNPO法人を設立した。

組織体制は、定款に定めた正会員22名（設立当初14名）と賛助会員約160名で、正会員は、農業経営者、農業従事者、新規就農者、県町婦人会役員、元会社員、地方公務員など多方面の人材が参画し、うち9名が理事長その他役員として日々の運営を担っている。

賛助会員は、20代から高齢者まで幅広く、市外からの会員も数多く在籍している。

第2図 むらづくり推進体制図



主な連携団体は次のとおりである。

ア 社会福祉法人渡良瀬会（農福連携）

設立以来、社会福祉法人渡良瀬会（就労継続支援施設B型「水車」）をパートナーとし、施設を利用する障がい者10名が、農作物の栽培をはじめ、ほとんどの活動を共にし、障がい者にも、自然の大地で作物を育てる楽しさや苦労、報酬を得る喜びを実感してもらうため、畑の土づくりから栽培、収穫、加工・販売までの全ての農作業を一緒に行っている。



写真3 さつまいも栽培の様子 左から苗植え、芋掘り、箱詰め、販売

イ 足利市（官民協働）

足利市からは、市有地 2 か所の除草を受託しており、そのひとつが、県地区から 2 km ほど離れた藤本観音山古墳周辺の未利用地である。古墳は、東日本で最大級の前方後方墳で、それを取り囲む約 2 ha の田畑は、文化財の埋蔵地のため足利市が買収したが、未利用の状態で長く続き古墳を訪れる人もほとんどいなかった。

このため、農作業のノウハウを生かして除草を行い、景観向上のためコスモス畑を整備し、秋の初摘みには、近所の幼稚園や福祉施設の入所者を招待し、地域の人にも大勢集まっていた。

花の期間中は、摘み取りを自由にしたところ、周辺のまちからも多くの見物客が訪れ、美しい風景とともに古墳の知名度は大きく向上し、このような官民一体の取り組みが、貴重な文化財（古墳）の利活用と地域の賑わいにつながっている。

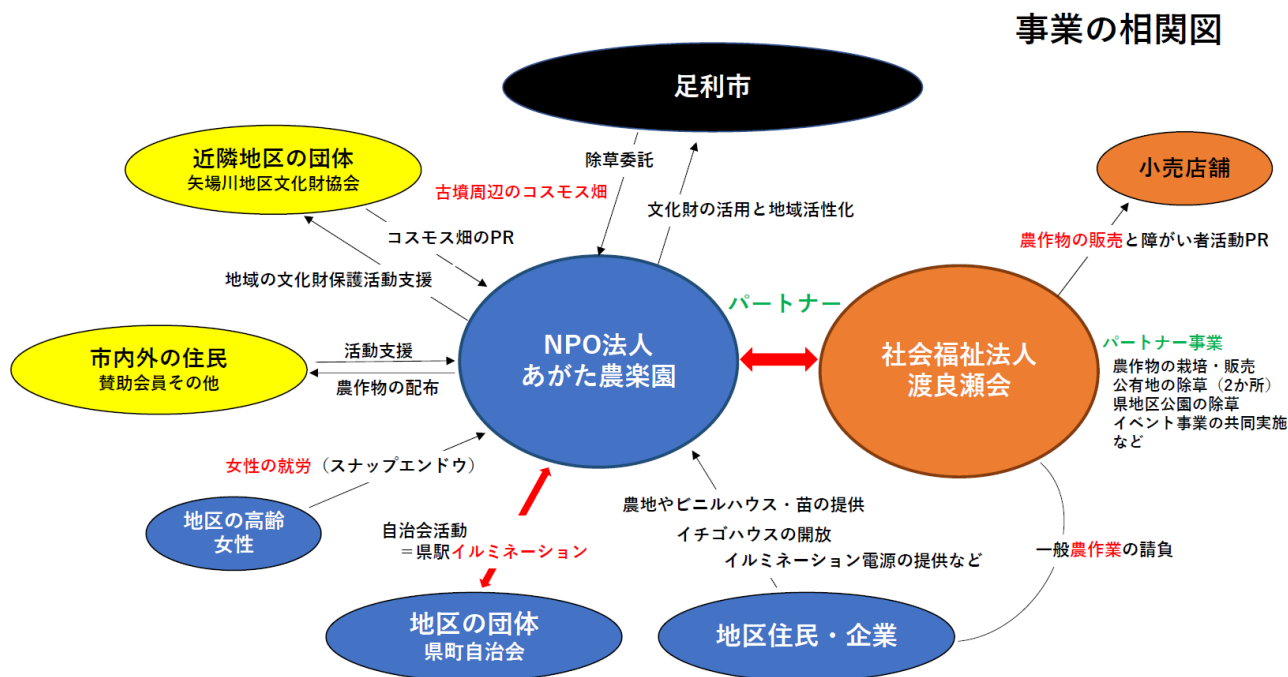


写真 4 藤本観音山古墳とコスモス

ウ 矢場川地区文化財愛護協会（相互協力）

古墳の保存活用のため、矢場川地区の住民で組織された団体で、あがた農楽園が除草による環境美化とコスモス畑を作ったことが縁となり、協力関係ができた。イベントチラシ等の町内回覧や法人の説明看板設置など P R 活動の協力をいただく一方、コスモス畑の中に古墳の由来や価値についての説明板を設置するなど、愛護協会自身の啓発活動も行っている。このように、お互いが協力し合い良い相乗効果につながっている。

第 3 図 むらづくり連携体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

社会福祉法人と連携し、使われなくなった農地や施設を再生して、ジャガイモやサツマイモ、スナップエンドウを栽培している。スナップエンドウの栽培に当たっては、障がい者だけでなく、高齢者も雇用するなど新たな就業機会を創出している。

また、市から管理委託を受けた土地をコスモス畑とし、景観の向上と地域への誘客につなげているとともに、鉄道駅周辺施設でのイルミネーション装飾を行い、地域のイベントとして点灯式を行うなど、都市と農村の交流促進に努めている。



写真5 ジャガイモ定植作業

2. 農業生産面における特徴

(1) 障がい者等の新たな就労機会の創出

使われていない農地約 10,000 m²を農園に変え、生産農地として再利用したことで、障がい者 10 名と地元女性 9 名の新たな就労機会を生み出すことができた。

農作物は、品目の選定やビニールハウスの利用など栽培方法に工夫を凝らし、年間切れ目のない就労を可能とすることで工賃向上に結び付けている。

農作業は、法人の農業経験者が交代で指導に当たっており、障がい者は作業能力に個人差があり、収穫時期の判断などが難しいため、作業の分業化や福祉施設指導員との連携により作業効率の向上に努めている。



写真6 スナップエンドウ栽培

(2) 6次産業化への取り組み

農作物は、まず賛助会員に配布し、その他は地元の小売店舗で販売するほか、足利と桐生の卸売市場に出荷している。農作物のパッケージには、開発したデザインを統一的使用することで、他の生産者との差別化（ブランド化）を図り、販売力の強化に努めて、令和4年度からは、販路拡大のためネット販売を開始した。

スナップエンドウは、収穫終盤には規格外品の増加や収穫量が減少するため、渡良瀬会が運営するカフェレストランで加工、長期間保存ができる「ピクルス」を作り、新たなオリジナル商品として販売している。

県内では生産の珍しいスナップエンドウを、足利で初めて市場流通ルートに乗せ、複数の地元スーパーなどで販売できたことは、地産地消の推進とともに、将来、他の生産農家と一緒に、新しい産地づくりができればと希望をもっている。



写真7 スナップエンドウのパッケージ



写真8 スナップエンドウのピクルス

(3) 経営改善への取り組み

ビニールハウスの改修など初期投資に大きな費用がかかり、運営資金に十分な余裕がない中で、作業効率が低くても、障がい者には一定水準以上の工賃を確保していることから、農業経営は厳しいのが現状である。

そこで、国や県の補助事業を積極的に導入するとともに、農作業のノウハウが生かせる市有地や公園の除草作業を受託して、就労機会の確保と収入の増加に努めている。

(4) 後継者の育成と農福連携の取り組み

設立2年目となり、新規就農者を含む8名が新たに正会員に加わった。その多くが積極的に障がい者の指導に当たることで、農作業も更に円滑に進むようになった。

また、コスモス畑の害虫駆除では、若い農業者の提案で、薬剤の散布にドローンを使用するなど、最新技術も取り入れられるようになり、活動の良い刺激となっている。

正会員は、経験豊かなベテラン農業者が多く、若い農業者にとって団体の活動への参加は、先輩農業者との情報交換の良い機会となり、それぞれの農業経営に生かされ、地域農業の担い手として育っている。

苗の運搬やハウス内の除草など、一定の作業を障がい者に任せることで経営の効率化に努めており、この農福連携の取り組みは、人手不足や高齢化に悩む農家にとって一つの作業モデルとなり、地域に定着していくと期待している。

(5) 女性の活動への参加

スナップエンドウの収穫作業は、障がい者には難しいため、働いていない地区の方に声をかけている。ほとんどが高齢女性だが、作業は週3回、朝の3時間程度であり、適度な就労で収入につながることから大変喜ばれている。

今後は、レシピの普及や新商品の開発など、特に、販売力強化の面において積極的な役割を担ってほしいと考えている。



写真9 スナップエンドウの収穫作業

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 地区周辺環境の改善・向上とコミュニティ活動の強化

荒廃した耕作放棄地を畑に変え、破れたビニールハウスを修繕し、古墳周辺にコスモス畑を作り、閑散とした冬の無人駅周辺をイルミネーションで飾るなど、周辺環境の改善・向上と地域住民の生活に潤いを与えている。

イルミネーションの点灯式は、県町自治会と共同で行われ、女性会が来場者に手づくりの甘酒をふるまい、敬老事業としてお年寄りを招き、アマチュアバンドの演奏やアマチュア落語の披露も行われるなど、この日は、多くの住民が集まり夜店も出てお祭りの賑わいとなる。

この活動は、冬の恒例行事として地区に定着し、進む高齢化や新型コロナの影響によって地域活動が停滞する中で、コミュニティの再生と自治会活動の強化に大きく寄与してお

り、足利市の田園景観の保全や新たな景観を作る取り組みとして高く評価され、令和4年度足利市建築・景観奨励賞を受賞し、会員の大きな励みとなった。

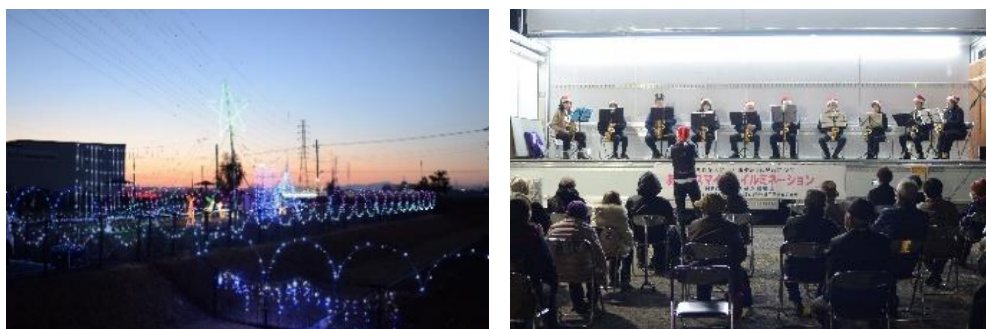


写真10 イルミネーション点灯式

(2) 高齢者・障がい者・若者の交流

じゃがいもの収穫作業は、中学校の農業体験学習の場として活用されている。生徒たちが、障がい者や高齢者と一緒になって農作業に汗を流すことは、食育の理解促進だけでなく、助け合う気持ちや思いやりの心を育む意義のある取り組みだと考え、積極的に推進している。



写真11 農業体験学習

(3) 住民間・近隣都市住民との交流

閑散とした農村地区に作った美しいコスモス畑やイルミネーションは、住民の憩いや語らいの場となり、また、近隣の都市から多くの見物客が訪れることで、地域や世代を超えた人々の交流が促され、農村の賑わいと活性化につながっている。住民の期待が高く、令和4年度は、コスモス畑を更に別の場所にも作って開放し、イルミネーションは、電球を大幅に増やし、飾りつけを一般に公募する「市民参加型」として実施した。

双方とも、来場者の投稿で情報がSNSで拡散されるため、今後、インスタグラムを活用した写真コンテストなど新たな事業展開を試みながら、更に交流の裾野を広げていきたい。



写真12 コスモス畑の開放

農林水産大臣賞受賞

【「私たちと笑顔つなぐ里山に…」ここに日本の原風景がある
～ 景観と芸術による美しいむらづくり ～】

受賞者 うすねちいき 薄根地域ふるさと そうせいすいしんきょうぎかい 創生推進協議会

(群馬県 沼田市)



農林水産大臣賞受賞

「私たちと笑顔つなぐ里山に…」ここに日本の原風景がある
～景観と芸術による美しいむらづくり～

受賞者 ^{うすねちいき} 薄根地域ふるさと ^{そうせいすいしんきょうぎかい} 創生推進協議会
(群馬県 ^{ぬまたし} 沼田市)

■ 地域の沿革と概要

薄根地域ふるさと創生推進協議会（以下「協議会」という。）が所在する群馬県沼田市は、群馬県北部に位置する人口約 4 万 5,000 人の中核都市で、市の周囲は赤城山・武尊山・皇海山・袈裟丸山などの山々に囲まれた山岳地帯で、標高は 250m から 2,000m と起伏に富んだ地形をしており、本市の約 8 割を森林が占めている。

市内には国内有数の河岸段丘等、スケールの大きく変化に富んだ自然環境が存在し、市の南北を貫くように利根川やその支流である片品川・薄根川が流れており、豊富な水資源が首都圏の水がめとして重要な役割を果たしている。

東京からは約 125km の距離があるが、上越新幹線や関越自動車道沼田 I C、国道 17 号線等の交通網が発達しているため、J R 東京駅から J R 沼田駅まで約 150 分、関越自動車道を利用すると練馬 I C から約 90 分など、首都圏を含む全国からのアクセスが容易な地である。

気候は比較的降水量が少なく、夏冬・昼夜の寒暖差の大きい内陸性気候に属し、りんご・ぶどう・さくらんぼなどの果樹やレタス・大根・はくさいなどの野菜の栽培地であり、首都圏の食糧供給基地となっている。

市中心部の薄根地域の歴史は古く、かつては中世の豪族沼田氏の居城、沼田城の城下町として栄えた。戦国時代には、上杉家や武田家、北条家といった当時の有力大名が領有を巡って対立していた要衝の地でもあり、16 世紀後半からは真田氏が治世していたことでも有名であることから、本地域では、歴史的建造物などの文化財が点在し、史跡巡りも楽しめる農村地域でもある。

本協議会の活動区域である石墨集落は、関東百名山のひとつ、標高 1,122m の三峰山の麓に広がる農村地域で、集

第 1 図 位置図

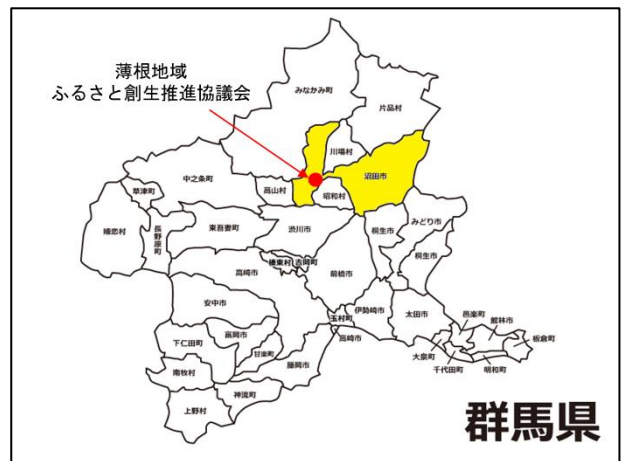


写真 1 石墨地区の全景

落の近くを四釜川が流れる自然豊かな環境にあり、先人たちは、冷え固まった溶岩が点在する斜面に水田を築くため、ダイナマイトを扱う知識と技術を身につけ、大きな溶岩を砕き、それを積み上げることで開墾を進めたといわれている。

■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

本協議会のある旧薄根村地域・石墨西地区は、少子高齢化の進行により、集落としてのコミュニティ機能の低下が深刻なものになっていたため、集落の住民が中心となって話し合いを重ね、耕作放棄地の開墾を端緒にして目に見える地域環境の改善に取り組んだ。そうした話し合いを始めてから短期間で、多くの地域住民や団体とコミュニティ機能の再生に向けた連携体制を構築し、棚田を生かした都市農村交流の促進の他に、地域の小中学校との里山の生態系を保全する活動を通じた地域コミュニティの活性化や、地域内外の若者へ地域の魅力を再発信することで後継者の確保にも寄与するなど、総合的なむらづくりが行われてきた。

第1表 地区の概要

事 項	内 容
地区の規模	集落
組織の性格	地縁的な集団等
人口等	総人口 45,537人 総世帯数 18,853戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数 940経営体 個人経営体数 915経営体 団体経営体数 25経営体 (内、法人経営対数) 25経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 44,346ha 耕地面積 3,110ha 田 762ha 畑 2,350ha 耕地率 7.0% 一経営体当たり耕地面積 3.3ha

※四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

古くは林業・養蚕・稲作で栄えていた石墨集落は、近年、少子高齢化の進行によって人口減少が進み、空き家や耕作放棄地が目立つようになり、消防団や育成会などの「役員の受け手がいない」、「一人が複数の役を兼務している」など、地域のコミュニティ機能の低下が現実のものとなってきた。

特に、石墨棚田のある石墨町（西）区では、平成29年には総世帯数37世帯のうち、子供のいる世帯が1世帯となり、若年世代の人口流出によって行政区の存続が危ぶまれていた。

こうした状況の中で、危機感を共有した仲間から、「地域住民に元気があるうちに地域の活性化に取り組もう」という声がきっかけとなり、集落の財産である棚田を活用した地域おこしを検討することになった。平成29年7月には薄根地区振興協議会役員会の下に「薄根地区未来委員会」を設置し、沼田市の出前講



写真2 協議会の設立総会の状況



写真3 活動拠点「くわのみハウス」

座を開催し、当地区の現状分析と将来展望等薄根地区の活性化策について検討を進めた。

この活性化策の中で「石墨の棚田は景観もよく、かつてはホテルも飛び交っていた。交流人口を呼び込むことができるのではないか」、「当地区は過疎化が進む集落でもある」といった意見を踏まえ、薄根地区振興協議会では、「石墨棚田の再生とホテルの復活」をスローガンに掲げ、地域活性化事業の推進組織として、平成 30 年 4 月に N P O 法人「沼田未来の会」を設立した。

N P O 法人沼田未来の会の活動の中で、「更なる地域活性化のため、様々な団体や個人の力を結集しよう」ということになり、同年 12 月に本協議会が設立された。



写真 4 棚田の再生作業

(2) むらづくりの推進体制

協議会の組織体制は、構成員として農泊事業や体験事業を実践している個人・団体、地域の農泊事業を推進する個人・団体に加え、構成員の推薦によって新たな構成員を加入させることも可能としている。

構成員の現状は、集落住民を中心に、行政機関、地域おこし協力隊、地域の農家民宿・民泊事業者・農業体験実践者に加え、地域内外の様々な特技を持った住民が参加するなど、多種多様となっており、協議会の役員は現在 24 名である。

協議会では毎月 1 回定例会を開催し、活動状況（先月の活動の総括、当月の活動内容等）の確認や、大きなイベント開催時にはイベント会議を開催し、具体的な役割分担の確認に加え、イベント後に実施するアンケート調査の内容等の検討も行っている。

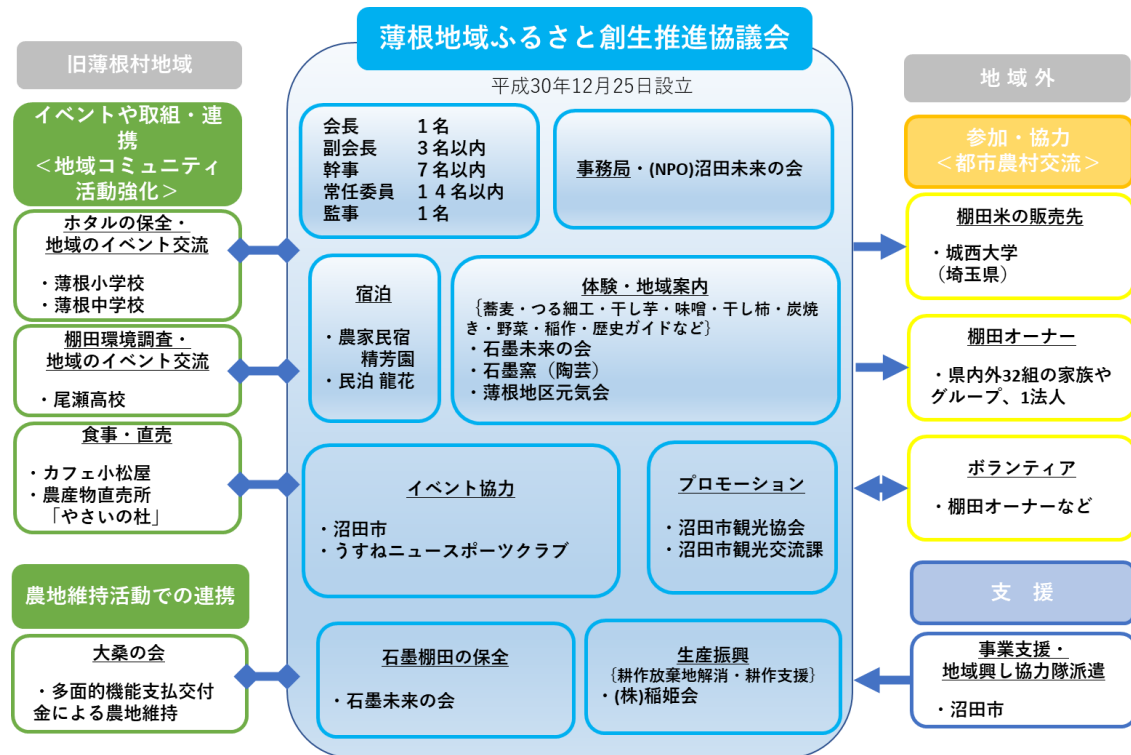
主な構成員は、N P O 法人沼田未来の会、石墨未来の会、薄根地区元気会、株式会社稲姫会、農家民宿農泊「精芳園」、民泊「龍花」である。

その他の組織、団体及び行政との関係は、連携してむらづくりを行う組織等として、各種事業に対する支援を行っている沼田市、カワナ養殖や棚田イルミネーションなどに参加している沼田市立薄根小学校、棚田イルミネーションに参加している沼田市立薄根中学校、棚田の環境調査を実施している群馬県立尾瀬高校、棚田米を販売している城西大学、来場者の案内や地域の農産物を販売している農産物直売所「やさいの杜」がある。

また、石墨西集落を含む薄根地域（旧薄根村）の集落住民についても、上記の団体への参加の他に、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金による農地や農業用施設の維持活動を通して、石墨西集落の棚田の保全を担っている。

さらに、多面的機能支払交付金により活躍する団体で連携団体である大桑の会には 163 世帯が参加しており、東石墨集落の会員が中心となって、協議会とともに石墨町の草刈や竹林の整備を行っている。

第2図 むらづくり推進体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

本協議会は、棚田オーナー制度・各種体験事業を活用した都市農村交流、棚田の景観の復活と里山の自然環境の保全、学生等と連携した生態系の保全と学習機会の創出、棚田を活かした観光地づくりなどに取り組んでいる。

各種の取組は、都市農村交流や環境保全を充実させるための人材育成、将来に向けた目標を明確化するとともに、地元住民と都市住民、棚田の保全活動に共感した多くの関係者との連携により進められている。こうした取組の推進により、農地の保全、農業や農村の多面的機能や農村文化の伝承、更には小学生・中学生の活動による農村への理解の醸成や関係人口の増加にも繋がっている。

2. 農業生産面における特徴

(1) 棚田オーナー制度

棚田オーナー制度は、年4回の農作業体験（田植え、観察会、稲刈り、収穫祭）を行うもので、令和4年度の募集では26組のオーナーが参加し、耕作放棄地約26aの再生に寄与している。

令和元年度の制度開始から延べ59組のオーナーが参加しており、特に首都圏（東京都、埼玉県）からの参加が約6割を占めるなど、都市住民と地元住民との交流が促進されるとともに、近年は新しいオーナーに先輩オーナーが農作業を教えるなど微笑ましい様子も見られるようになっている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、田植えの様子をwebでライブ配信する「リモート田植え」を実施して、交流を継続した。

さらに、令和5年度からは新たに法人オーナーが誕生し、コロナ禍で減った社員同士のコミュニケーションの場ともなり、こうした企業とのコラボも地域貢献に繋がっていくと考えている。



写真5 リモート田植えライブ配信

(2) 野菜・果樹収穫体験事業

棚田オーナー制度参加者を対象に、地元の農家をお願いして、サツマイモやリンゴの収穫体験を行っており、体験参加者が地域で生産された野菜や果樹等を購買することによって、生産農家の売上に寄与している。

地元農家も積極的に協力してくれ、少々過剰なサービスになっているところも、この体験の自慢となっている。令和4年度には17家族66人が参加しており、約9万円の売上につながった。



写真6 棚田オーナーによる田植



写真7 野菜の収穫体験

(3) 耕作放棄地の発生防止と営農の継続

構成員である(株)稲姫会とともに、集落内の耕作放棄地を整備し、新たな放棄地の発生防止に努めるとともに、同ファーム農産物直売所「やさいの杜」で棚田米の販売を行うなど農家の所得向上につながっている。

また、高齢により耕作できなくなった農家の水田(24a)を協議会が引き継いで耕作しており、耕作放棄地の発生防止による生産基盤の保全への期待も大きい。

協議会が米の販路を確保したことにより、安定した販路ができたため、後継者の女性が米作りを継続することができた。また、棚田を耕作していた父親が亡くなり、営農が困難となったケースでは、協議会が親族(息子2人)に「協議会に作業委託すると費用もかかる。協議会がサポートするので、自分で耕作したらどうか。」などの助言を行った結果、米作りが継承されることになった。



写真8 農産物直売所「やさいの杜」



「やさいの杜」の米取扱量

稲姫米：約25tのうち、石墨棚田での栽培米は2.4t

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 良好な棚田景観の復活と周辺環境の整備

活動開始から、集落内の耕作地 2.64ha を整備したことで、石墨棚田の良好な景観が復活し、絵画のクラブや写真の同好会、俳句の同好会等の参加者たちも訪れるようになった。

大桑の会との連携では、石墨集落内の耕作地の草刈や竹林の伐採といった集落の景観保全の取組を行い、チェーンソーで切り倒した竹はチップ状に細かく破碎し、駐車場に敷き詰め、再利用するなど周辺環境の整備に努めている。



写真9 大桑の会との竹林伐採

(2) 自然環境の保全

毎年ホタルの餌となるカワニナの養殖を地元の薄根小学校に依頼し、11月に棚田でカワニナ放流会を実施している。令和3年度から、6月中旬から7月中旬にかけて、2週間ほどホタルの鑑賞会を実施し、地域住民や放流会に参加した小学生、観光客らが訪れる人気のイベントとなっている。

令和4年度には、薄根小学校の3年生2クラス（約50人）の生徒にカワニナの養殖を依頼し、ホタル鑑賞会には市内外を問わず約400人の訪問者があり、ボランティアは約40人が参加した。

また、生息環境維持・保全に努めており、ホタルの生息する用水路を整備し、地域の子どもたちを対象に自然観察会を実施している。

特に水田内に小さい水路（ヨケグロ）を設け湧水を集めたことで、1年を通して水がある環境が整い、カワニナ、ドジョウ、イモリ、ヤゴなどが生息するようになった。



写真10 生徒によるカワニナ放流



写真11 ホタル観賞会

このように棚田の生物多様性が復活してきたことから、令和4年度から地元の尾瀬高校と連携して、棚田の生き物や植物調査が進められている。

(3) 都市住民との交流の促進、コミュニティ活動の強化

棚田オーナーによる田植えや稲刈り、収穫祭といったイベントには、地元のスタッフや近所のおばあちゃんも参加するなど、交流促進の一助となっている。また、味噌づくり体験でも地元のおばあちゃんが参加して、都市住民に助言して交流を深め、体験組数は令和元年度の8組から令和4年度には58組まで増加しており、高齢農家の生きがいやモチベーションの向上にも繋がっている。



写真 12 収穫祭での餅つき



写真 13 味噌づくり体験

令和4年度には、11月20日から12月25日までイルミネーション点灯イベントを開催した際には、地元住民やボランティア、地域の小中高等学校と協力して棚田にソーラーライトを設置し、7団体の電飾を展示した。小・中学生は、ソーラーライトにそれぞれの将来の夢を描き、楽しいイベントになっている。

期間中には市内外から約500人の参加者があり、延べ40人のボランティアも参加するなど、地域コミュニティの強化に繋がった。

イルミネーション来場者の撮影した写真は、沼田市のフォトコンテストで入選となり、市の広報媒体を通じて協議会の取り組みがPRされることとなった。

さらに、このイベント等の活動が評価され、地元FM局の「FM・OZ Eハートウォーミング大賞」を受賞するなど、これらの幻想的な風景は地元の自慢である。



写真 14 棚田イルミネーション

(4) 女性の社会参画の促進、地域への定住促進

各種イベントの際の昼食づくりなどには、地区外から5名程度の女性が参加し、昼食メニュー決定の際は、費用と作る手間を巡り激論となるが、女性の意見を多く採用し、アンケートでもいつも「おいしい」と好評を得ている。

収穫体験の受け入れ農家が家族で対応するケースでは、女性が主体となって説明や参加者の作業補助を行うなど、体験事業でも女性の役割は大きい。

また、令和4年度から沼田市と連携して田舎体験ツアーを開催し、都市住民に地域住民との交流を交えながら、地域の自然資源を紹介し、継続的に地域と都市住民との関わりを広げるきっかけになっている。初年度は首都圏と県内から20人の参加、5年度は32組の参加があり、本地域への関心が高まっている。

本地域に着任した地域おこし協力隊は、任期後も地域に定住し、棚田及び地域との関係を維持するなど、地域の定住促進に繋がっている。



写真 15 協議会メンバー

農林水産大臣賞受賞

【 花とみどりとあたたかい人たちがいるまち 】

受賞者 あらいじゅくえき 新井宿駅 ちいき と地域まちづくり協議会 きょうぎかい

(埼玉県 川口市)



農林水産大臣賞受賞

花とみどりとあたたかい人たちがいるまち

受賞者 ^{あら い じ ゅ く え き} 新井宿駅 ^{ち い き} と地域まちづくり ^{き ょ う ぎ かい} 協議会
(^{かわぐちし} 埼玉県川口市)

■ 地域の沿革と概要

川口市は埼玉県の南東部に位置し、荒川を隔てて東京都に接し、面積約 62 km²、人口約 60 万人の中核市であり、鋳物や植木の町として知られている。鋳物産業は、江戸中期以降、技術の確かさと江戸町民の需要増大により盛んとなり、植木や苗木の栽培は、明暦 3 年の江戸大火によって焼野原となった江戸へ植木や草花を供給して以来発展した。現在賑やかな川口駅前付近は見渡す限りの田畑や湿地帯であったといわれている。オイルショック以降、中心市街地にあった鋳物工場は移転や廃業が相次ぎ、跡地には百貨店等の商業施設や中高層のマンションが建ち並び、それまでの景観を大きく変えた。

神根地区はほとんどの地域が大宮台地と呼ばれる関東ローム層からなる洪積台地に位置し、市内では最も緑が多い。一方、重要な交通拠点でもあり、東北自動車道、東京外環自動車道、首都高速川口線が通り、当該地区内に首都高初の「川口ハイウェイオアシス」を有する。また同地区には日本の都市公園 100 選に選定されている「川口市立グリーンセンター」や地域の基幹病院である「川口市立医療センター」、大型ショッピングセンターの「イオンモール川口」が立地している。平成 13 年に埼玉高速鉄道の「新井宿駅」が開業してからは宅地化が進み、街並みは大きく変化した。

■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

この地域は都市計画上の市街化調整区域が多く、東京近郊でありながら緑地帯が多いものの、近年耕作放棄地が増え、農地が資材や産廃置場になり始めたことから、地域の魅力を発掘し、未来の地域の人たちのために役立てるため、地域の魅力発信を行っている。

「新井宿駅と地域まちづくり協議会（以下「本協議会」という。）」には、都市農家部会、歴史部会、文化・工芸部会、プロジェクト部会、地域事業部会があり、目的に応じ、効率的

第 1 図 位置図



に活動を行っており、特に、多彩な 6 次産業化商品、イベント、地域に伝わる赤山洪の復元、緑化活動、歴史紹介等、幅広い活動を行っている。

このように、本協議会は都市地域でありながら、農業の大切さを伝える活動において当該地区の中心を担っている。

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

本協議会は、新井宿駅と近隣の地域の住民有志で平成 23 年 3 月に設立し、地域の環境が大きく変化していく中、この地域に暮してきた人々は、古くから伝わる文化や歴史はこのまま埋もれてしまっているのではないだろうかという思いがあった。

このため、「地域の魅力を発掘し、10 年後、20 年後、もっと未来の地域の人たちのために役立てたい。」との思いで地域の特長を改めて見直した。

特に、「都市型農業の魅力」と「確かな暮らし」を結ぶまちづくりをテーマに発足した本協議会には、立場を問わず徐々に志を同じくするメンバーが集まり、新井宿駅を中心に神根地区、また、その周辺地域を活動の場としている。事務局会議兼役員会を毎月第 1 月曜日に開催するとともに、会員全体会議は毎月第 3 月曜日に開催している。

第 1 表 地区の概要 ※R2 年現在

事 項	内 容
地区の規模	旧市町村単位の集団等
組織の性格	機能的な集団等
人口等	総人口 594,274人 総世帯数 267,141戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数 387経営体 個人経営体数 364経営体 団体経営体数 23経営体 (内、法人経営対数) 23経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 6,195ha 耕地面積 385ha 田 2ha 畑 383ha 耕地率 6.2% 一経営体当たり耕地面積 1.0ha



写真 1 協議会主催のイイナフェスタ

(2) むらづくりの推進体制

本協議会は、平成 27 年から「都市農家部会」、「歴史部会」、「文化・工芸部会」、「プロジェクト部会」、「地域事業部会」に集約され、それぞれに活動・発展している。地域の農業や歴史、文化などに着目しながら、調査や研究など地道な活動を日々行っている。約 50 名でスタートした会員数は現在 85 名になり、構成員は農家を中心に 30%を占めている。飲食店、食品加工業者が 20%弱、その他様々な職業の一般住民がボランティアとなっている。

ア 都市農家部会

イベントでの農産物の販売や収穫体験、農地の有効活用、6 次産業化、耕作放棄地対策等、

様々な問題を抱える都市農業がどうあるべきか検討する活動を行っている。

春キャベツの収穫体験は毎年5月に行っており、年々参加者が増え、参加者は300人程度となっているものの、ここ数年はコロナで中止している。会員飼育のヒツジの毛刈りも見学でき、子供が大喜びのイベントになっている。

じゃがいもの収穫体験は、毎年6月に住宅街の真ん中の畑で開催している。参加者数は毎回200人程度で、10月には落花生の収穫体験も行い80人が参加する。

令和3年10月には会員農家がダリア園をオープンし、約30aの園内に300種2,000株の赤や黄、オレンジなど色とりどりのダリアが咲き誇り、来園者の目を楽しませた。

摘み取り体験や生け花教室も開催し、地域住民との交流の場となっており、いずれも住宅の近隣に畑があり、近所で収穫体験ができる魅力的なイベントとなっている。



写真2 都市農家部じゃがいも収穫体験



写真3 都市農家部ダリア収穫体験

イ 歴史部会

地域の歴史、文化財、伝統を担当し、日本遺産の認定を目指す。平成24年から地元の偉人である関東郡代伊奈氏の研究とその顕彰を目的として発足した。フィールドワーク、小冊子の発行、バスツアー、講演・展示、「のらぼう菜」の栽培推進など普及活動をしている。

「のらぼう菜」は赤山城主の伊奈家10代目当主が関東の山あいの村々に種子と栽培指南書を配布し奨励した西洋菜である。栄養価が高く、天明・天保の飢饉の際、領民を飢えから救ったといわれる。



写真4 歴史部桜ウォーク



写真5 歴史部バスツアー

ウ 文化・工芸部会

江戸中期より特産品として重宝された赤山渋の復元や工芸品を担当しており、かつて地域の特産品であった「赤山渋の復元プロジェクト」が活動の中心である。

化学塗料が普及する前に日常的に防水・防腐・染料として使われていた赤山の柿渋を復元し、染物や工芸品を作っている。

また、「地域の文化を伝える」と題して、近隣の小学校で赤山渋染めを子どもたちに教え

る活動などもしており、それが新聞各紙に取り上げられ、展示会や講演なども催され、注目度は年々増している。



写真6 文化工芸部赤山洪作り



写真7 文化工芸部赤山洪作品

エ 地域事業部会

「この地域で店を出したい」、「何かをやるための場所が必要だけどどこかにいい場所はないか」、「こんなことで新しいビジネスができるのではないか」など様々な新しいことにチャレンジする人やケースを相談する際に、その都度立ち上げる部会となっている。

オ プロジェクト部会

部会とは別にイベント等で組織されるプロジェクトチームであり、「これをやってみよう!」と発議され、様々なことに取り組んでいる。地域の方言である「神根ことば集」やマップ作製、埼玉高速鉄道とのコラボイベントなどを行っている。

カ 他の組織、団体及び行政との関係

協力団体として「赤山陣屋の会」「折り紙夢工房」があり、「赤山陣屋の会」は赤山区の緑地・自然保護と住みよいきれいなまちづくりを目的とするNPO法人であり、赤山陣屋内の環境整備と陣屋の自然環境を活かしたイベントを行っている。

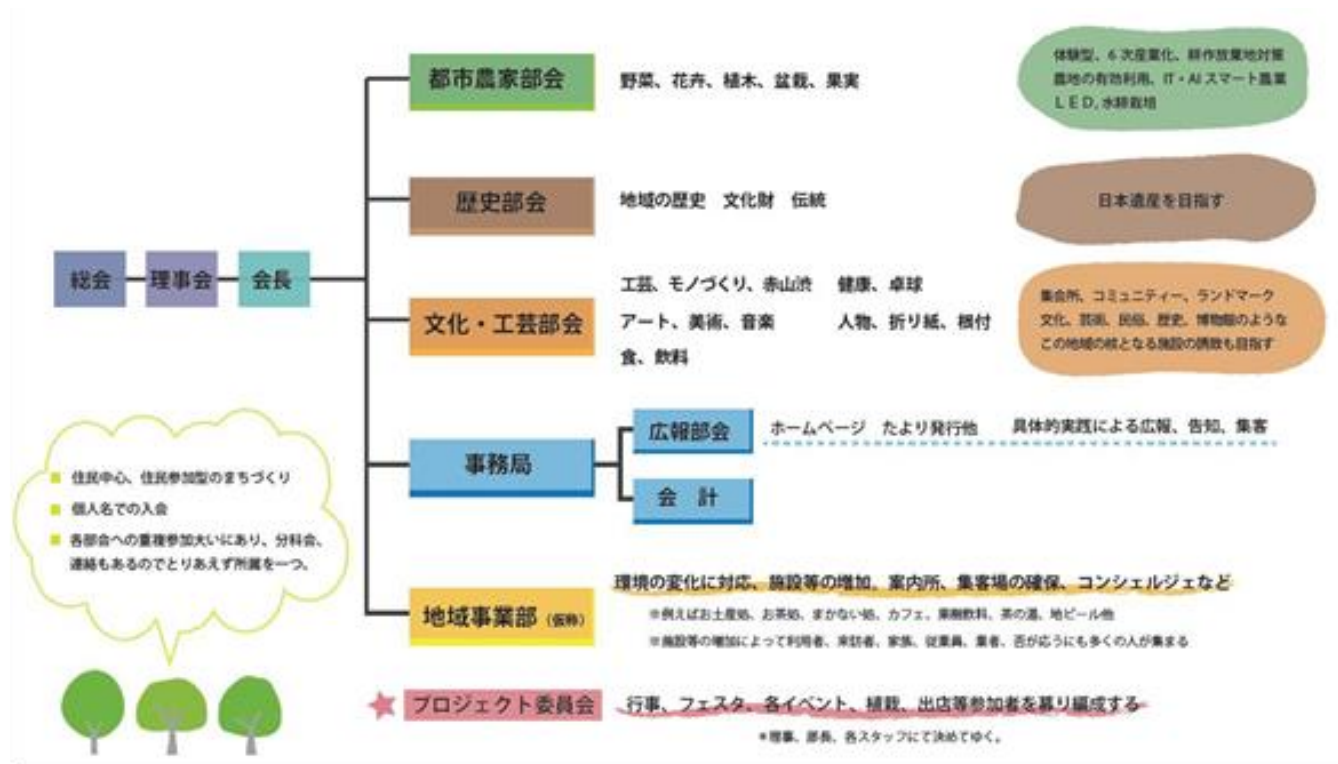
「折り紙夢工房」は50周年をむかえ、日本の文化【ORIGAMI】を伝承し続けている団体であり、折り紙教室の実施、各種の作品展、研修会の開催、ボランティア指導者の養成をしながら、地域のイベントや国際交流事業へ参加、地域社会へ貢献している。両組織とも協力団体として、イベント時に参加している。

イベント会場として「イイナパーク」および「川口ハイウェイオアシス」、イベント協力などで「SR埼玉高速鉄道株式会社」「鳩ヶ谷商工会」「川口観光物産協会」「JAさいたま」がある。

農産物の販売では「JAさいたま農産物直売所」、「イオンスタイル新井宿店」、農業振興では「川口農業ブランド推進協議会」、駅前植栽活動では「川口市みどり課」の補助を受け、イイナフェスタでは「川口市産業振興課」の補助金を受けている。

その他として市内の食品加工業者・飲食店・菓子小売業者（㈱アライ、GROW BREW HOUSE、和菓子舗中ばし、パン屋 HOPPE*HOPPE など）と6次産業化商品の創出に協同している。

第2図 むらづくり推進体制図



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

本協議会の特徴は都市の中にある農業の利点を生かし、様々な農業コンテンツを創出して都市住民と農業を結び付けている点である。また、それだけに偏らず植木の里の緑の景観、史跡、そこに点在する民家カフェなどもPRし総合的な地域の魅力発信に努めている。

川口市産農産物を使った6次産業化商品は、今まで地域の原材料を使ったご当地産品が少なかった川口市において開発をリードしており、市内の食品加工業者や飲食業者の注目を集めている。その他、耕作放棄地の活用、せん定枝等を土に還す取組、収穫体験、特産品（赤山洪）の復元、地域の歴史・伝統の保全など幅広い活動を組織的に展開している。上記のような多彩な活動によって川口の農業を牽引するのみならず、「住みやすい街川口」から「住みたい街川口」にグレードアップを図る川口市にとっては欠かせない存在となっている。本協議会は都市部にある同じような条件の地域の農業のあり方の模範になると考えられる。

2. 農業生産面における特徴

(1) 6次産業化で地域の活性化

本協議会会員にはいちご農家が2軒おり、学校給食では使用の難しいいちごを、川口市産100%使用のいちごゼリーとして開発し提供するとともに、農薬を使用せず栽培したじゃがいもも学校給食として提供した。

また、川口市の特産品として知られる「ぼうふう」は学校給食では「ぼうふうごは

ん」として提供している。

神根特産の生姜を使った「神根生姜ウインナー」や地場産夏みかんなどの果物を使ったジャムは川口ハイウェイオアシス売店で人気商品となっている他、「果肉たっぷり夏みかんかき氷」などを開発、イベントで好評を得ている。

さらに、クラフトビールチームは、材料全てを埼玉県産で醸造するという取組を行った。夏みかん、青梅、生姜など地域で採れる食材が存分に味わえる「神根セゾン」をまちのビール醸造所「GROW BREW HOUSE」が季節ごとにリリースしている。



写真8 神根セゾンゆずビール



写真9 なつみちゃんブレッド



写真10 神根生姜ウインナー

(2) 耕作放棄地対策と新たな販売対策

高齢化や後継者不足で継続的に耕作が難しい場所は、栽培の手間が少ない柑橘等、品目を選んで栽培し耕作放棄地となるのを防いでおり、本協議会の活動が発展する過程で農家の意識も変わりつつあり、いくつかの農家で後継者が生まれ自主的に直売所など運営する農家も現れた。

また、近年需要が少なく、生産性の悪い植木等を見直し、落花生や果樹などに転換し、収穫体験や6次産業化に活用している。都市農家部のメンバーがイオンスタイル新井宿駅前店にかみね野菜コーナーを設置し、地場産野菜を供給しているとともに、収穫情報をSNSで毎日発信している。

その他飲食店、和菓子などにも利用できるよう会員同士で情報共有を働きかけている。



写真11 地元スーパーの
地場産野菜コーナー

(3) 後継者の育成・確保

直売所やスーパー以外に販路を開拓して収益を生み出す新たな6次産業化商品の開発により、地場産の農産物をPRするとともに、イベントでの売り上げが収入につながっている。

後継者の育成として、都市農家部会会員の子弟である20代女性が新規就農した事例があり、SNSでの情報発信など、その活躍が多くのメディアに取り上げられている。

3. 生活・環境整備面における特徴

(1) 地域資源を活用した環境保全対策

本協議会では、素材や資源として、地域で木を活かす取組をしている。

剪定した木々を土に還す取組として、竹は竹パウダーに加工、伐採された大木は薪ストーブ、ウッドチップは雑草対策にもなるので公園や緑地に利用される。一方で、木工品として生まれ変わる木もある。ケヤキは大黒柱や梁になり再び住宅の一部に加工されており、また地域木材の端材は一輪挿しを飾る手のひらプレートや箸などの手しごと品として生まれ変わっている。

これらは地域木材を活用した加工品として地元の店で作られている。また、ビール麦芽かすは堆肥化して利用している。

川口市の「緑のまちづくり地域緑化事業」への協力として新井宿駅周辺歩道に 33 箇所プランターを設置し、年 2 回植え替えを行い、花の水やり、管理を行っており、こうした取組は発足時より継続している。

(2) 地域の魅力の情報提供、情報発信

前述した収穫体験や各種イベントを通じ、地場産農産物（かみね野菜）、6 次産業化商品への理解の醸成を図るとともに、地域の歴史の展示や講演、ウォーキングなどで地域の自然や歴史を知ることができる機会を提供している。

クラフトビール作りでは、SNS でビールに使用するフルーツを収穫に行くことを呼びかけると、30 人ほどの親子連れが農園に集まり、参加者からは「やっぱり緑は残さなければいけないね。」という声が聞かれた。

また、ホームページを中心に SNS を駆使し、地域の魅力や本協議会の活動を発信し続けたことにより、地域内での分譲住宅やマンション広告などで、本協議会が発信する地域の魅力や本協議会女性会員の店舗などが紹介され、定住促進に一役買っている。

さらに、桜ウォークや収穫体験で自然や農業に直接触れるイベントを通じ、地域の魅力を体感してもらっており、柿渋作り、地元食材ジャムの製造は女性会員が担当している。

関東農政局長賞受賞

【 道の駅を核とした地域活性化 】

受賞者 ^{みち えき}道の駅 ^{せいさんしゃくみあい}つる生産者組合

(山梨県 都留市)



関東農政局長賞受賞

道の駅を核とした地域活性化

受賞者 ^{みち えき}道の駅 ^{せいさんしゃくみあい}つる生産者組合
(山梨県都留市)

■ 地域の沿革と概要

都留市は、山梨県の東部に位置し、周囲は1,000m級の山岳・山地に囲まれ、総面積の約8割が山林を占める典型的な中山間地域である。

富士山麓地帯の一部にあるため冷涼多雨な気候で、山中湖に水源を発する桂川が市域の中央を流れ、5つの支流の沿岸に農用地が広がり、面積は161km²、人口は約3万人だが、平成12年をピークに人口は減少傾向にある。

交通の整備状況は、道路では一般国道139号及び中央自動車道富士吉田線が、鉄道では富士急行線が、それぞれ大月市方面及び富士吉田市方面を結んでいることから、従来から交通の要所として発展し、市中央に位置する都留インターチェンジは、平成23年度にフルインター化されたこともあり、ますます交通の便が向上している。

本市はかつては絹織物を中心に発展してきたが、昭和30年以降は金属、機械等の産業が増加し、織物のまちから製造業を中心とする工業のまちへと転換した。

農業面では、基幹作物である水稻に加え、米粉パン製造業者との連携事業による戦略作物としての米粉用米の生産のほか、富士山の清らかな湧水を活用した水かけ菜、わさび、クレソンの作付けに加え、認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体によるキュウリ、スイートコーン、自然薯、施設ホウレンソウ等が栽培されており、ブドウ、モモ等の高収益作物（果樹）の栽培に係る取り組みも始まっている。

農家数は873戸で、そのうち販売農家が140戸（16%）、自給的農家が733戸（84%）となっており、小規模な兼業農家が多数を占めている。

第1図 位置図



■ むらづくりの概要

1. 地区の特色

本市は典型的な中山間地域で、生産性の低い傾斜地や小規模な農地が分散して点在し、耕作放棄地の増加に加えて、農家の多くが兼業農家で農産物を販売するという意識に乏しく、近所や親せき等に配る、交換するなどの「おすそ分け的な文化」が根付いていた。

こうした状況から、農家の販路を拡充し、農業所得及び営農意欲の向上を図る仕組みと、本市を訪れる観光客を受け入れ、ほかの観光施設等に波及させることで、地域経済発展の起爆剤となることを期待し、農林産物直売所の建設事業がスタートし、その直売所への農産物の供給組織として、「道の駅つる生産者組合」が設立された。

第 1 表 地区の概要

事 項	内 容	
地区の規模	新市町村単位の集団体	
組織の性格	機能的な集団等	
人口等	総人口	31,016人
	総世帯数	14,044戸
農業経営体数 (内訳)	農業経営体数	143経営体
	個人経営体数	139経営体
	団体経営体数	4経営体
	(内、法人経営対数)	4経営体
農用地の状況 (内訳)	総土地面積	16,163ha
	耕地面積	277ha
	田	228ha
	畑	49ha
	耕地率	1.7%
	一経営体当たり耕地面積	1.9ha

2. むらづくりの基本的特徴

(1) むらづくりの動機、背景

道の駅として登録された「道の駅つる」は、農産物を安定的に出荷できる生産者の組織が存在しておらず、市が中心となって農家向けの視察研修や農業技術向上のための講習会等を継続して開催するなど、農家の育成確保を進めていった。

「道の駅つる」については、施設の管理運営を指定管理者に委託する方針の中、どのような組織が管理者として適切か、他の類似施設の運営状況等を踏まえて検討を行ったところ、本市との共同出資によって、地域内に運営会社を設立することで、民間の力を最大限に活用する中での施設運営を実施していくこととした。

直売所運営で一番重要なことは「品揃え対策」であり、その対策のためには、「生産者の育成」及び「組織作り」が必要であったことから、野菜や加工品を出荷・出品したいという要望のある方を生産者として登録するとともに、直売所の運営に携わっていただくため、生産者登録に関する説明会の開催、市広報誌への掲載及びプレスリリース等を積極的に実施した。

また、農家向けの視察研修や農業技術向上のための講習会等の開催とあわせて、農家の有志に声をかけ、生産者組合設立の準備委員会を立ち上げ、組織の形態やルールづくりなどの議論が進められ、平成 28 年 5 月に「道の駅つる生産者組合」を設立した。

設立後は、生産者の確保のため個別に農家を訪問し、出荷が可能な農産物の聞き取りや生産者組合加入を働きかけた結果、平成 28 年 11 月の道の駅つるオープン時の組合員数は 115 名となった。

写真 1 生産者組合設立総会の様子



(2) むらづくりの推進体制

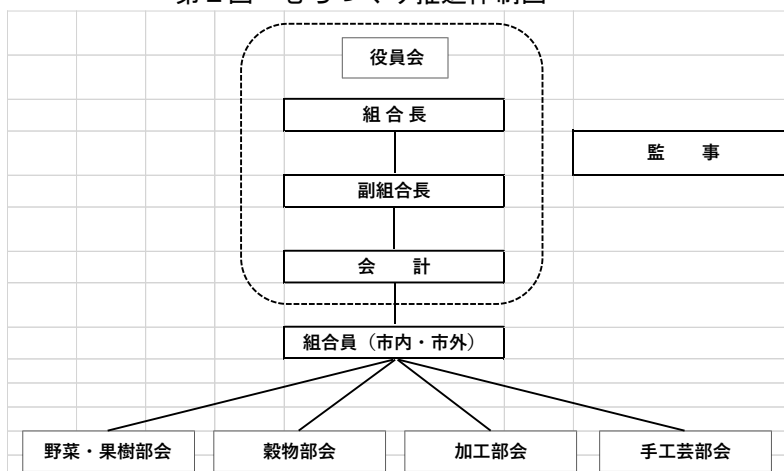
道の駅つる生産者組合の組合員は、都留市又は富士・東部地域に住所又は田畑を所有し、安全・安心・新鮮な農林産物を消費者に供給する意向を持つ生産者の内、市内外の個人及び法人の計 191 名で構成され、オープン以降も随時生産者登録を受け付けている。また、組合員の中から組合長、副組合長、会計、監事の役員を置き、組織運営を行っている。

役員会のほか、推進体制として、野菜・果樹部会、加工部会、穀物部会、手工芸部会の 4 つの部会が設けられ、役割分担及び責任を明確化し、各部の部長が統括しながらそれぞれが特色ある活動を展開している。

運営にあたっては、役員が中心となって事業計画等を発案し、役員会での審議を踏まえて執行が進められる。年に 1 回開催される組合員全体の総会には市の担当者も出席し、農家向けの市単独補助金や収入保険への加入促進等の様々なテーマを設け、啓発活動も行う。

また、月に 1 回「道の駅つる運営協議会」を開催し、市、指定管理者、道の駅つる生産者組合の関係者が情報共有・連携を密にすることで、一致団結して適切な施設運営を実施している。

第 2 図 むらづくり推進体制図



ア 管理運営と情報発信

道の駅つるの管理運営は、市内の法人に出資を募り、市との共同出資によって地域内に「株式会社 せんねんの里つる」を設立して指定管理者とし、民間の力を最大限活用した運営が行われている。

また、本市は、東京圏から富士山・富士五湖エリアへと向かうゴールデンルート上に位置し、年間 1,600 万人を超える観光客が市内の高速道路・国道・鉄道等を通行しており、道の駅内の「つる観光案内所」では情報発信等に係る業務を担う「株式会社 都留市観光振興公社」と連携し、観光情報やイベント情報の発信に取り組んでいる。

写真 2 美味しい野菜づくり講習会



イ 他企業や教育機関との連携

道の駅つる内には、「株式会社 炭香ファーム」が運営するテイクアウト用の飲食提供施設があり、スイートコーンやカボチャなどの本市産の農産物を原材料としたジェラートが人気で、原材料の生産・供給等に係る活動にも取り組んでいる。

また、市内の幼稚園・保育園の児童を対象に、市内で収穫された恵みを自ら収穫し、味わってもらい、子どもたちにも愛される道の駅となることを目的として「つる野菜収穫イベント」を開催し、農産物の地産地消の推進に加えて、市民との交流も積極的に図っている。

写真3 つる野菜収穫イベント



■ むらづくりの特色と優秀性

1. むらづくりの性格

農産物直売所を拠点に、組合内に設置された4つの部会がそれぞれ創意工夫を凝らした活動を行っており、市の特産品である水かけ菜や、研修を重ねて新たに始めた果樹栽培などをはじめ様々な種類の農産物が人気を博しており、生産者の所得向上だけでなく、地産地消にも貢献している。

また、地域経済の発展に加えてつる食堂（子ども食堂）に食材を提供することで食品ロスの削減や子どもの貧困対策にも貢献しており、自然的・経済的・社会的条件の不利な中山間地域の資源と魅力を最大限に活用した地域の活性化に大いに寄与している。

2. 農業生産面における特徴

ア 多種多様な農産物の供給

当該組合の組合員はハウレンソウや小松菜等の葉物野菜、スイートコーンやニンニク等多種多様な農産物栽培・販売しており、市民はもとより道の駅つるを訪れる都市住民からも好評を得ており、地産地消の推進に大きく貢献している。

また、平成の名水百選にも選ばれている富士山の地下水を活用して伝統的な方法で栽培される水かけ菜は市の特産品となっている。

この収穫の最盛期である12月中頃～1月末頃には、専用のコーナーを設けて大々的な販売促進を行い、湧水を活用して栽培されるわさびも、生食用・加工品ともに人気商品となっており、市の強みである「豊かで清らかな水」のイメージアップに寄与している。

写真4 「道の駅つる」の施設内観



イ 生産・流通基盤の整備、生産力の向上

農業生産条件の改善のため、平成 29 年度から「県営中山間地域総合整備事業」により、ほ場整備や農道、水路の改良等の農業生産基盤と営農飲雑用水施設の整備等の生活環境基盤の整備を総合的に推進している。

また、簡易な区画形質の変更等の農地条件整備を可能とする山梨県の独自支援制度を活用し、営農規模の拡大を目指す組合員は農地中間管理機構を介して、周辺の耕作放棄地を積極的に借り入れる等、耕作放棄地の解消と利用促進にも寄与している。

特に本市は標高が高く寒冷な気候であるため、果樹栽培には適さないとされてきたが、地球温暖化による気候の変動を踏まえ、農業所得の向上と多品目な農産物の確保や新たな特産品づくりを目指して、平成 29 年度から「高収益作物導入事業」が開始された。

本事業で道の駅つるの近接地に試験ほ場を設置し、地域おこし協力隊員の力を活用しながら、本市の気候風土でも果樹栽培が可能であることが実証され、当該協力隊は任期終了後も市内に定住し、組合員としてブドウやモモなどの果樹を道の駅つるに出荷するだけでなく、市のふるさと納税の返礼品としても活用されている。

こうした取り組みに加え、更なる果樹栽培の普及啓発や信頼される産地ブランドの確立を推進していくために、市内の農業関係団体等を中心に「都留市果樹産地協議会」を設立し、当該組合も構成員として各種活動に参画している。

ウ 後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進

市内の養豚農家が生産するブランド肉である「富士湧水ポーク」は、精肉やメンチカツ等の加工品に加えて、レストランのメニューとしても活用されるなど道の駅つるの主力商品となっていた。

しかし、当該養豚農家には後継者がおらず廃業を予定していたため、地域おこし協力隊員の力を活用し、3 年間の研修期間を経て、事業承継を実施する「地域養豚保存事業」を展開する運びとなった。養豚場での勤務経験のある兄弟が事業を承継し、組合員として現在も良質なブランド豚を生産・供給し続けており、貴重な地域資源を後世に引き継ぐことができた。

また、当該組合の副組合長、加工品部会、手工芸品部会の部長には女性を登用し、女性ならではのきめ細やかな視点からの助言やアプローチ等、積極的な働きかけによって組合運営に貢献しており、イベントでも女性組合員が中心となり、準備から試食の対応等を行うことで、各種商品の販売促進や経営の安定化にもつながっている。

写真 5 ほ場整備後の様子



写真 6 新たな特産品として
出荷を始めたブドウ



3. 生活・環境整備面における特徴

ア 生活・環境整備の取組

市の事業を活用し、サルやシカ等の有害鳥獣からの農作物被害や生活環境被害を防ぐため、山際に広域的な獣害防止柵の整備を進めている。柵は継続的な維持管理が必須であり、整備した地域ごとに保全会を組織し、農林水産省の多面的機能支払交付金を活用することで維持管理に必要な経費支援等を実施している。

これによって、獣害防止柵周辺の草刈り等の維持管理、農地法面の草刈りや農道の路面維持等の地域が共同で実施する多面的機能を支える活動を継続的に実施できる体制が構築されている。保全会は、組合員も中心的な役割を果たしており、農業者、自治会、消防団等の多様なメンバーとともに地域内の生活・環境整備に大きく貢献している。

イ コミュニティ活動、都市住民との交流

道の駅つるには市内住民だけでなく、市外や県外からの来場者も多く、各部会は野菜の収穫祭、新米の振る舞いや周年イベントの打ち上げ花火等の趣向を凝らしたイベント等を開催することで、都市農村交流が図られ、交流人口の増加にも寄与している。

また、市内の都留文科大学と様々な事業で連携・協力しており、地域の子どもたちと関わりたいという思いから創設されたボランティアサークルである「つるっ子プロジェクト実行委員会」が中心となって毎月実施している「つる食堂(子ども食堂)」では、市内のお寺で栄養面に配慮した食事を提供し、食を通した地域コミュニティの活性化や地域の方々の居場所となることを目標として活動している。

活動に賛同する組合員も精肉や農産物の提供を行っており、食品ロス削減への貢献、子どもの貧困対策等、SDGsの推進に寄与しており、今後は当該組合としてより積極的な活動支援を実施していくこととしている。

写真7 子ども食堂の様子



ウ 地域への定住促進

道の駅つるのオープン以降、市でも農業振興施策を推進しており、農家向けの各種補助金制度の創設や農業行政全般に精通した農業振興施策コーディネーターの雇用等、農家に対する支援体制の強化に取り組んだ結果、近年は就農に係る相談が増加傾向にある。

新規就農者や地域おこし協力隊員が農業経営を開始する際に課題となる農地の確保については、地域の農業現場の第一線で活躍する顔の広い組合員が地主との仲介役となり、必要に応じて営農に係る相談対応や指導にあたる等、地域での営農継続や定住促進に寄与している。

こうした取り組みにより、果樹栽培に貢献した地域おこし協力隊員は、任期終了後に本市初の果樹専業農家となって定住しており、組合員の一員である。

さらに、元々、市内の農家は自家消費中心の兼業農家が多数を占めており、高齢化が顕著であったが、自分の作付けした農産物が収入になり、多くの方に喜んでいただけることを認識し始めており、高齢者の健康増進や生きがいつくりにも貢献している。

III 参 考

令和5年度 豊かなむらづくり全国表彰事業の結果について

1. 令和5年度豊かなむらづくり優良事例に関する審査等の主な経緯

- 11月24日 ・管内都県宛てに推薦依頼（関東農政局長 → 都県知事あて）
- 3月24日 ・4県（栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県）から推薦事例の提出
- 4月 7日 ・審査会委員へ推薦事例調書の送付
- 4月21日 ・審査委員からのご質問・ご意見の集約 → 各県へ送付
- 5月16日 ・第1回審査会の開催 【農政局会議室及びWeb会議】
 - ① 各県からのプレゼン（10分）、委員との質疑応答（10分）
【各県はリモートによるプレゼン】
 - ② 農林水産大臣賞選賞候補3事例の選定
【各委員による評価（仮採点）、その結果も含め選定審査】
 - ③ 現地調査の実施方法及び日程の調整
- 6月6日～ ・農林水産大臣賞選賞候補3事例の現地調査
（6月6日：栃木県、6月12日：埼玉県、6月13日：群馬県）
- 6月13日 ・第2回審査会の開催（3事例目の現地調査終了後）
 - ① 農林水産大臣賞受賞3事例及び最優良事例1事例の決定
「特定非営利活動法人あがた農楽園」（栃木県足利市）
「薄根地域ふるさと創生推進協議会（※）」（群馬県沼田市）
「新井宿駅と地域まちづくり協議会」（埼玉県川口市）
（※）最優良事例
 - ② 関東農政局長賞の選考
「道の駅つる生産者組合」（山梨県都留市）
- 6月28日 ・（公財）日本農林漁業振興会会長宛に「大臣選賞事例」の報告
- 7月25日 ・農林水産祭中央審査委員会「第1回むらづくり分科会」の開催
※農政局からプレゼン：地方参事官
（全国各ブロックの最優良事例から、天皇杯等三賞候補を選定）
 - 「越沢自治会」（山形県鶴岡市）
 - 「一般社団法人 押井営農組合」（愛知県豊田市）
 - 「百姓百品グループ」（愛媛県西予市）
- 9月11日 ・農林水産祭中央審査委員会「第2回むらづくり分科会」の開催
（三賞事例の内定）

- 10月10日 ・農林水産祭中央審査委員会「第2回総会」（三賞事例の決定）
 - 「百姓百品グループ」【天皇杯】
 - 「越沢自治会」【内閣総理大臣賞】
 - 「一般社団法人 押井営農組合」【会長賞】
- 10月11日 ・天皇杯等三賞受賞事例の公表（農林水産本省）
 - ・農林水産大臣賞及び関東農政局長賞の受賞事例の公表（関東局）
- 10月12日 ・第3回審査会の開催【農政局会議室及びWeb会議】
 - ① 令和5年度全国表彰事業の結果（総括）
 - ② 令和6年度審査の進め方、スケジュール等
 - ③ 関東ブロックにおける今後の検討課題
- 10月19日 ・豊かなむらづくり全国表彰事業に関する都県担当者打合せの開催【Web会議】
 - ① 令和5年度全国表彰事業の結果（総括）
 - ② 令和6年度に向けた対応方針、スケジュール等
- 11月17日 ・豊かなむらづくり全国表彰事業関東ブロック表彰式・事例発表
- 11月23日 ・農林水産祭式典（明治神宮会館）の開催 【天皇杯等の授与】

2. 関東農政局むらづくり審査会委員（50音順）

氏 名				所 属 ・ 役 職 名	
いわ 岩	た 田	かず 和	ひこ 彦	全国農業協同組合連合会 耕種総合対策部次長	
さい 齋	とう 藤	い イ	つ ツ	こ 子	さいたま農村女性アドバイザーネットワーク響
せき 関	おか 岡	はる 東	お 生	東京農業大学 地域環境科学部 教授	
なか 中	はら 原	なお 尚	とも 知	東京海洋大学 学術研究院 海洋政策文化学部門 教授	
はら 原	じり 尻	だい 大	し 志	株式会社 日本農業新聞編集局 報道部次長(R5. 8. 31 まで)	
ほり 堀	こし 越	とも 智	こ 子	株式会社 日本農業新聞編集局 メディアセンター部 主幹(R5. 9. 12～)	
はし 橋	ぐち 口	たく 卓	や 也	明治大学 農学部 教授（審査会会長）	
ほし 星	の 野	とも 智	こ 子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事	

農 林 水 産 祭 開 催 要 綱

制 定：昭和３７年６月１２日付け３７総第１３６９号農林事務次官依命通達
一部改正：昭和４９年８月２９日付け４９総第４５６号
〃：昭和５３年１０月５日付け５３総第８８０号
〃：昭和５４年９月２６日付け５４総第８１２号
〃：昭和５７年７月２０日付け５７総第３７３号
〃：昭和６２年８月３１日付け６２総第３５８号
〃：平成２５年８月２９日付け２５総第６８号農林水産事務次官依命通知
〃：平成２７年６月２３日付け２７総第１０号
〃：平成２９年５月１９日付け２９文第４３号

第１ 趣 旨

毎年１１月２３日の勤労感謝の日を中心として、全国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため国民的な祭典としての「農林水産祭」を行う。

第２ 実施主体

農林水産祭は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会の共催とする。

第３ 協 賛

農林水産祭は、都道府県、農林水産団体その他農林水産祭の開催の趣旨に賛同する団体の協賛を得て実施する。

第４ 行 事

１．農林水産祭式典及び関連行事

農林水産祭は、過去ながきにわたる収穫感謝の趣旨を継承し、農林水産業関係の各種の催しの集約点として１１月２３日を中心とし、農林水産祭式典、農林水産物展示会、農林水産展及び資材展、技術研究発表会、消費者啓発行事等を集中的に行うものとする。

(１) 農林水産祭式典

農林水産祭式典においては、一般式典行事と併せて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与並びに農林水産大臣賞の授与又は受賞の発表を行う。

(２) 農林水産物展示会

農林水産物展示会においては、極力その独創性を発揮した各都道府県の農林水産業の紹介、農林水産物の展示及び即売を行う。

また、各種農林水産団体による農林水産物の展示、啓発及び即売を行う。

(３) 農林水産展及び資材展

農林水産物の生産及び流通の過程、技術の進歩、近代化の現状等についてＰＲを行うとともに、肥料、農薬、農機具等生産資材の展示会を開催する。

(４) 技術研究発表会

農林水産技術の優秀なる研究についての発表検討会を行う。

(5) 消費者啓発行事

農林水産業の現状とその振興の必要性について、消費者の認識を深めるため、農林水産業の現地体験、生産者との交流等を行う。

2. 農林水産祭参加行事

都道府県、農林水産諸団体等が主催する県単位以上の品評会、共進会等の表彰行事であって主催者が希望し、かつ、適当と認められるものについては、これを農林水産祭参加の表彰行事として体系づけるものとし、その表彰行事において農林水産大臣賞を授与することとなるものについての農林水産大臣賞の受賞の発表等を農林水産祭の際に行うものとする。

3. 表 彰

- (1) 農林水産祭における表彰は、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍について行う。
- (2) 農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産及び多角化経営の6部門についての表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門別の優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (3) むらづくり部門の表彰は、都道府県知事から推薦されたむらづくりの事例のうち、優秀なものについて天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞及び農林水産大臣賞の授与を行う。
- (4) 女性の活躍の表彰は、農林水産祭参加表彰行事において農林水産大臣賞を授与されたもののうち、部門にかかわらず優秀なものについて内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与を行う。
- (5) 表彰の基準については、外観の偏重を排し、性質、内容が優れ広く社会の賞讃に値するものであることを要件とするが、審査等については別に定める要領による。

第5 開催期日

11月23日の勤労感謝の日を中心に開催する。

第6 開催場所

東京においてできる限り統一的に行うものとする。ただし、行事の一部については場所を異にして開催することができる。

第7 経 費

国の補助金、都道府県の分担金及び協賛団体の寄附金をもって充当する。

第8 各都道府県の行事等

各都道府県及び各種農林水産団体の農林水産祭の行事は、中央の行事と連携をとりつつ行うよう指導するものとする。

附 則（昭和57年7月20日付け57総第373号）

この要綱の改正規定中第4の3の改定規定は、昭和58年度の農林水産祭参加表彰行事から適用する。

附 則（昭和 62 年 8 月 31 日付け 62 総第 358 号）

この要綱の改正後の規定は、昭和 63 年度の表彰から適用する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日付け 25 総第 68 号）

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 29 日から施行する。

2 この要綱第 2 の規定の実施主体について、平成 25 年 4 月 1 日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会が共催したものとみなす。

附 則（平成 27 年 6 月 23 日付け 27 総第 10 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日付け 29 文第 43 号）

この要綱の改正後の規定は、平成 29 年 5 月 19 日から施行し、平成 29 年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領

制 定：昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達

一部改正：昭和62年8月31日付け62総第358号

〃：平成9年12月25日付け 9総第452号

〃：平成17年7月25日付け17総第100号

〃：平成25年8月29日付け25総第71号農林水産事務次官依命通知

〃：平成27年6月23日付け27総第12号

第1 趣 旨

この事業は、農山漁村におけるむらづくり（以下「むらづくり」という。）の優良事例の表彰を行うとともに、あわせてその業績発表等を行うことにより、むらづくりの全国的展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業及び農山漁村の健全な発展に資することを目的とする。

第2 実施主体

この事業は、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）との共催により実施する。

第3 むらづくりの優良事例の表彰

1. 表 彰

（1）むらづくりの優良事例の表彰は、農林水産祭の表彰行事の一部門として行う。

（2）優良事例の表彰は、ブロックごとに次の件数の範囲内の事例につき行うものとする。

なお、その中で特に優秀なものについては、天皇杯等選賞審査対象事例として推薦するものとする。

北海道・沖縄ブロック	1	東海ブロック	1
東北ブロック	3	近畿ブロック	2
関東ブロック	3	中国・四国ブロック	3
北陸ブロック	1	九州ブロック	3

2. 選賞対象

（1）選賞対象となる「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域（例えば、集落、大字、校区、旧市町村、新市町村等の区域）を地区とする集団又は組織（以下「集団等」という。）とし、その形式は問わないものとする。ただし、コミュニティ機能の強化や新たなコミュニティの形成に資する取組と判断される場合には、市町村の区域を越える区域を地区とする集団等も含まれるものとする。

（2）選賞対象となる「むらづくり」の内容は、前項の集団等による農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくりとする。

3. 都道府県知事の推薦

都道府県知事は、当該都道府県内におけるむらづくりの事例のうち審査基準に該当するものであって優良と認められるもの1件を、別に定める推薦調書により、地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して振興会理事長）宛てに推薦することができる。

なお、沖縄総合事務局長は、推薦調書に意見書を添付するものとする。

4. 地方農政局における審査

- （１）地方農政局長は、３により推薦のあつたむらづくり優良事例について農林水産大臣賞の選賞の対象となるべき事例の審査を行うため、農林水産業に関し学識経験を有する者から構成されるむらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

審査会は、推薦された事例について書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- （２）地方農政局長は、別に定めるところにより、（１）により農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例について審査報告書を添えて、振興会を通じ農林水産大臣賞状の交付申請を行うものとする。

5. 天皇杯等選賞中央審査

「むらづくり」の優良事例についての天皇杯等の選賞審査を行うため、農林水産祭中央審査委員会（以下「委員会」という。）にむらづくり分科会を設けるものとし、４により農林水産大臣賞が交付された事例（北海道及び沖縄県については３により推薦された事例）の中から、同分科会において、書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づいて、委員会総会において天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞（北海道及び沖縄県についての農林水産大臣賞を含む。）を決定する。

6. 審査基準

選賞審査に当たっては、別紙に定める基準に従い、そのむらづくりの性質、内容がすぐれ、広く社会の賞讃に値する事例を選考するものとする。なお、当該審査に当たっては、女性が活躍している事例について配慮するものとする。

第4 優良事例の業績発表等

- （１）選賞された優良事例につき業績発表を行うほか、「むらづくり」に関する学識経験者又は現地指導者によるパネルディスカッション等を行う。
- （２）選賞された優良事例につき、「むらづくり」優良事例集を作成するとともに、（１）によるパネルディスカッション等につき内容の取りまとめを行いこれらに関係機関、関係団体等に頒布して、むらづくりの普及、奨励を図る。

(別 紙) 豊かなむらづくり選賞審査基準

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況 （ むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。 ）	(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。 (2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積み重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。
2. むらづくりについての合意形成の状況 （ その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の間で形成されていること。 ）	(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。 (2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。 (3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。
3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況 （ 農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。 ）	(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。 (2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。 (3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況 （むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与しているとともに、その担い手の育成が図られていること。）	(1) むらづくりの実践が、①地域における農林漁業の生産力の向上、②農林漁業構造の改善、③生産基盤の整備、④生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。 (2) また、①生活環境施設の整備、②安定的な就業機会の確保、③生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。 (3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。 (4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。
5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況 （また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うるおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。）	

附 則（平成18年7月25日付け17総第100号）

この要領の改正後の規定は、平成18年度から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第71号）

1 この要領は、平成25年8月29日から施行する。

2 この要領第2の規定の実施主体について、平成25年4月1日から施行の日の前日までは、農林水産省と公益財団法人日本農林漁業振興会との共催により実施したものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第12号）

この要領の改正後の規定は、平成27年6月23日から施行し、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

農林水産祭むらづくり部門 選賞審査概要図

都道府県知事の推薦

- ◆各都府県(沖縄県を除く)は、優良と認められるむらづくりの事例1件を地方農政局長宛てに推薦することができる。
- ◆北海道は直接、沖縄県は沖縄総合事務局長を経由して(公財)日本農林漁業振興会理事長宛てに推薦することができる。

注:()内の数字は、各局等管内において推薦できる件数(最大)

北海道 沖縄 (2)	東北局 管内 (6)	関東局 管内 (10)	北陸局 管内 (4)	東海局 管内 (3)	近畿局 管内 (6)	中四局 管内 (9)	九州局 管内 (7)
------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

各地方農政局むらづくり審査会

- ◆都府県の推薦事例について書類審査、現地調査を実施
- ①各ブロック(農政局)ごとに割り当てられている件数の範囲内で農林水産大臣賞を決定
- ②各ブロック(農政局)ごとに決定された農林水産大臣賞の中から最優良事例1件を決定

注:【 】内の数字は、各農政局ごとに割り当てられている農林水産大臣賞の件数。

①(農林水産大臣賞受賞事例の決定)

東北局 管内 【3】	関東局 管内 【3】	北陸局 管内 【1】	東海局 管内 【1】	近畿局 管内 【2】	中四局 管内 【3】	九州局 管内 【3】
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

②(最優良事例の決定)

東北局 管内 1	関東局 管内 1	北陸局 管内 1	東海局 管内 1	近畿局 管内 1	中四局 管内 1	九州局 管内 1
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

農林水産祭中央審査委員会

むらづくり分科会

- ◆北海道・沖縄ブロックの推薦事例を審査し、農林水産大臣賞候補(1件)を決定
- ◆各ブロック(農政局)ごとに決定された最優良事例(各1件)及び北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞候補(1件)の中から、天皇杯等三賞候補となる事例(3件)を選定
- ◆天皇杯等三賞候補の事例(3件)の現地調査を行い、天皇杯等三賞候補の分科会案を決定

中央審査委員会第2回総会

- ◆北海道・沖縄ブロックの農林水産大臣賞(1件)を決定
- ◆天皇杯等三賞(天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞):各1件)を決定



天皇杯



内閣総理大臣賞

日本農林漁業振興会
会長賞

都府県

地方農政局

農林水産本省

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領の運用について

制 定：昭和62年8月31日付け62総第405号農林水産大臣官房長通達

一部改正：平成8年9月12日付け8総第459号

〃：平成9年12月25日付け9総第453号

〃：平成17年7月25日付け17総第101号

〃：平成25年8月29日付け25総第72号農林水産大臣官房長通知

〃：平成27年6月23日付け27総第13号

〃：平成30年7月31日付け30文第84号

〃：令和 元年5月 9日付け31文第45号

〃：令和 4年6月28日付け4文第19号

1. 都道府県知事の推薦

豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通達。以下「要領」という。）第3の3の都道府県知事の推薦は、北海道及び沖縄県にあつては毎年度7月1日までに、その他の都府県にあつては地方農政局長が指定する期日までに、別紙様式1により行う。

なお、推薦に当たっては、農業、林業及び水産業の関係部課等において連絡調整を図ることとする。

2. むらづくり審査会

要領第3の4の(1)のむらづくり審査会を地方農政局長が設けるに当たっては、次の事項について特に留意するとともに、あらかじめ関係森林管理局、漁業調整事務所等と十分連絡調整を行う。

(1) むらづくり審査会の構成は、むらづくりについて生産面のみではなく、生活等多様な観点から審査を行うことができるよう特に配慮する。

また、公平・中立性を確保するとともに、農林水産業に直接関係する者以外の者も極力含めるよう特に配慮する。

(2) 林業、林家若しくは山村又は漁業、漁家若しくは漁村につき学識経験を有する者をむらづくり審査会の構成員に含める。

3. 選賞審査

選賞審査に当たっては、次の事項について特に留意する。

(1) むらづくりの内容

むらづくりの内容については、従来、「農家」や「農業」を中心としたむらづくりを推進した例が極めて多い状況にあるが、農山漁村地域の活性化を図ることが特に重要となっていることから、次のようなむらづくりについて特に配慮する。

ア. 特に、生産組織の育成、利用権の集積等による生産性の向上、農業の担い手の育成確保といった農業面での課題への取組に加え、非農家を含めた地域住民の合意による土地・水利用秩序の維持・形成、集落の居住環境・景観の整備、歴史・民俗文化の継

承、高齢者の生きがい確保、都市との交流、女性の活躍への配慮といった課題についても積極的に取り組む個性あるむらづくり。

イ．林業若しくは林家又は漁業若しくは漁家を中心とし、又はこれらを含めたむらづくり。

なお、過去の過程及び現状のみならず、今後の継続性、発展性にも審査の重点を置くように配慮する。

(2) 地域的な広がり

むらづくりの地域的な広がりについては、「集落」の推薦事例がかなりの比重を占めているが、全国各地で「集落」単位のむらづくりの優良事例が既に輩出しており、他方、これからはより広い地域の中で、土地利用の調整や生産の組織化、さらには、生活面での充実が求められていることから、数集落単位あるいは大字や旧市町村など集落を超える広がりについて、特に配慮する。

(3) 過去において推薦されたことがあるむらづくりの取扱い

過去において推薦されたことのあるむらづくりの事例（その際に天皇杯を受賞したものを除く。）のうち、その後において、前回推薦時と比べて著しく取組内容が発展している事例については、再度推薦することができる。

(4) 市町村が主体となっている事例の取扱い

本事業が、地域住民による自主的なむらづくり活動を表彰するものであることから、市町村が主体となっている事例については、表彰の対象としない。

(5) 農協等が主体となっている事例の取扱い

農協、森組、漁協等の協同組合組織がむらづくりの主体となっている事例については、地域住民による自主的なむらづくり活動としての性格を有する限り、表彰の対象とすることができる。

(6) 無名地区の扱い

有名地区と無名地区とが同列であった場合は、本事業の趣旨から無名地区を優先することが望ましい。

4. 地方農政局からの選賞審査報告等

(1) 要領第3の4の(2)の審査報告書は、別紙様式2により毎年度7月1日までに提出する。

(2) 要領第3の4の(2)の農林水産大臣賞状の交付申請は、審査報告書の提出とあわせて、別紙様式3により行う。

(3) 地方農政局長は、農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された事例に対し、農林水産大臣賞状の交付を行う。

なお、沖縄県の推薦事例が農林水産大臣賞の受賞に値すると決定された場合は、沖縄総合事務局長は農林水産大臣賞状の交付を行う。

附 則（平成17年7月25日付け17総第101号）

この運用の改正は、平成18年度の表彰から適用する。

附 則（平成25年8月29日付け25総第72号）

1 この通知は、平成25年8月29日から施行する。

2 この通知の施行日前に提出された農林水産大臣賞選賞審査報告書については、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し提出されたものとみなす。

附 則（平成27年6月23日付け27総第13号）

この通知の改正後の規定は、平成27年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（平成30年7月31日付け30文第84号）

この通知は、平成30年7月31日から施行し、平成31年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

附 則（令和元年5月9日付け31文第45号）

1 この通知は、令和元年5月9日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年6月28日付け4文第19号）

この通知の改正後の規定は、令和5年度の農林水産祭表彰行事から適用する。

関東農政局むらづくり審査会運営規程

昭和63年7月5日付け63関企第19号関東農政局長通知
(最終改正 令和3年8月25日付け3関振第1489号)

(趣 旨)

第1条 豊かなむらづくり全国表彰事業実施要領（昭和54年9月11日付け54総第747号農林水産事務次官依命通知（以下「要領」という。））第3の4の(1)の規定に基づき、むらづくりの優良事例の選賞審査を行うため、関東農政局に関東農政局むらづくり審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の構成)

第2条 審査会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、農林水産業に関し学識経験を有する者のうちから、関東農政局長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。

(審査会委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が任期途中で辞任した場合にあっては、後任の委員を委嘱するものとし、当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、10年を超える期間継続して任命しない。

(審査会の運営)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(選賞審査)

第5条 審査会は、要領第3の4の(1)の規定に基づき、都県から推薦された事例について、要領第6の別紙に定める選賞審査基準に従い書面審査を行うとともに、必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、その結果に基づき農林水産大臣賞の受賞に値する事例を決定する。

- 2 農林水産大臣賞の受賞に値する事例は、要領第3の1の(2)に規定している3事例以内とし、その中から最優良事例を決定する。

- 3 審査会は、農林水産大臣賞の受賞に値するに至らなかった事例のうち、優良な事例については、関東農政局長賞を選考することができる。

(表彰の実施)

第6条 関東農政局長は、第5条の3により、関東農政局長賞に選考された事例に対し表彰を実施するものとし、関東農政局長賞状の授与により行う。

(会務の処理)

第7条 審査会の庶務は、関東農政局農村振興部農村計画課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

豊かなむらづくり全国表彰事業受賞状況一覧表

(1) 関東農政局管内(1/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
茨 城 県	○緒川村 千田集落	○出島村 新生集落	水海道市 五郎兵衛新 田集落	大子町 佐貫本郷集 落	協和町 下星谷集落	日立市 黒川西を住 みよくなる会	波崎町 仲新田集落	旭村 冷水集落
栃 木 県	大田原市 吉際生産組合	真岡市 西沼集落	宇都宮市 篠井地区村 づくり推進協 議会	鹿沼市 南摩地域む らづくり推進 委員会	●○黒磯市 黒磯市新し いむらづくり 推進員会議	塩谷町 沼倉農用地 利用改善組 合	○上河内村 上河内村豊 かなむらづく り推進協議 会	西方村 西方村豊か なむらづく り推進協議 会
群 馬 県	伊勢崎市 波志江地区生 活環境整備推 進協議会	○川場村 中野集落	○尾島町 大館集落	○利根村 多那集落	川場村 天神集落	○前橋市 東大室町自 治会	高崎市 大八木町環 境浄化推進 協議会	東村(佐) 上田むらづく り重点集落推 進協議会
埼 玉 県	○本庄市 沼和田生活近 代化集団	東松山市 野本村づく り協議会	○妻沼町 八木田集落	富士見市 東大久保集 落農業推進 協議会	大里村 大里村生活 改善クラブひ まわり会	吉田町 上吉田高齢 者生産活動 協議会	所沢市 神米金集落 農業推進協 議会	○鴻巣市 寺田・道永・川 面健康づくり 推進協議会
千 葉 県	光町 篠原集落	栄町 興津集落	関宿町 岡田集落	○飯岡町 上永井集落	印西町 宮内集落	○東庄町 橘地区集落 代表者の会 連絡会	八日市場市 城下集落	鴨川市 東集落
東 京 都	—	秋川市 秋川市村づく り推進協議 会	日の出町 細尾報徳地 区	五日市町 養沢農業セ ンター	八王子市 恩方農林漁 業関係団体 連合会	—	—	—
神 奈 川 県	平塚市 岡崎地区健康 で明るい村づく り推進協議 会	山北町 清水地区明 るい村づくり 推進協議会	綾瀬市 早川地区明 るい町づくり 推進協議会	—	厚木市 明るい住み よい上落合 をつくる会	平塚市 住みよい城 島をつくる会	横須賀市 津久井地区 再編農業構 造改善事業 推進協議会	○伊勢原市 伊勢原市畜産 会
山 梨 県	○中道町 七党宮農組合	○白州町 白州農林業 振興会	小淵沢町 宮久保集落	八代町 増田集落	○八田村 八田村むら づくり推進班	勝沼町 勝沼町果樹 振興会	○牧丘町 坂上集落新 しい村づくり 振興協議会	三珠町 大塚新しいむ らづくり推進 委員会
長 野 県	木島平村 木島平農村総 合整備推進委 員会	喬木村 富田集落	◎○川上村 梓山集落	○駒ヶ根市 辻沢集落	三郷村 住吉村づくり 推進協議会	○山形村 山形村むら づくり推進協 議会	豊丘村 堀越地区	○塩尻市 片丘地区ふる さとづくり推 進委員会
静 岡 県	掛川市 和田岡地区振 興協議会	岡部町 玉取集落	○大須賀町 西大淵集落	三ヶ日町 日比沢集落	○長泉町 長泉町北部地 区むらづくり 推進協議会	浅羽町 浅羽町大野 地区	○引佐町 渋川地区豊 かな村づくり 推進協議会	土肥町 土肥町ふるさ との森づくり 推進会

(2) 全 国

天 皇 杯	愛媛県伊方町	鹿児島県屋 久町	長野県川上 村	岩手県滝沢 村	山形県小国 町	大分県玖珠 町	島根県益田 市	愛知県一宮市
内閣総理大臣賞	秋田県森吉町	岡山県落合 町	鳥取県北条 町	愛知県田原 町	栃木県黒磯 市	青森県平賀 町	岩手県山形 村	長崎県新魚目 町
(財)日本農林 漁業振興会 会長賞	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産大臣賞	14	15	17	17	15	17	17	16
事例地区数	41	44	42	45	44	44	44	44

(3) 選 賞 方 法(「以下同じ」)

①昭和54年から昭和62年までは、天皇杯・内閣総理大臣賞・農林水産大臣賞は、農林水産祭中央審査会において決定。

②昭和63年以降、農林水産大臣賞は地方農政局むらづくり審査会において決定。天皇杯・内閣総理大臣賞・(財)日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)は、各地方農政局むらづくり審査会で決定された農林水産大臣賞の中から農林水産祭中央審査会において決定。

(1)関東農政局管内(2/6)

〔◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例〕

都 県 名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
茨 城 県	●○八千代町 八千代町コミュニ ティー推進協議 会	美和村 美和村むら おこし実行委 員会	里美村 里川地区豊 かなむらづく り推進会	笠間市 大池田を豊 かなふる里 にする会	つくば市 境松を明る くする会	水海道市 中部交流セ ンター運営委員 会	真壁町 上谷貝北部 集落評議委員 会	瓜連町 瓜連町農産 加工利用組 合
栃 木 県	大平町 西山田かか しの里推進 協議会	○宇都宮市 上金井・上横 倉地区づくり 推進協議会	○石橋町 上古山むら づくり推進 協議会	○喜連川町 小郷野むら づくり推進協 議会	○葛生町 葛生町仙波 地区むらづく り推進委員 会	○馬頭町 久那瀬自治 会	●○大田原 市 琵琶池村づく り推進協議 会	○那須町 狸久保むら づくり推進協 議会
群 馬 県	○粕川村 粕川村地域 農政推進協 議会	太田市 西山島むら づくり推進協 議会	赤城村 赤城村榎む らづくり推進 協議会	○桐生市 梅田むらづく り推進協議 会	○富士見村 富士見村横 室むらづく り推進協議 会	新治村 新治村東峰 須川地区	東村 箱島名水と ほたるの里 づくり推進委 員会	利根村 平川集落営 農推進協 議会
埼 玉 県	○久喜市 豊かで住み よい地域づく りの会	江南町 江南町農村 婦人健康教 室	朝霞市 根岸台住み よい環境づく りの会	○日高町 高萩南部地 域明るいむら づくり推進協 議会	横瀬町 芦ヶ久保親 光果樹組合	○吉田町 秩父龍勢農 園村	○寄居町 日本の里風 布館管理委 員会	○川越市 中福組合
千 葉 県	丸山町 真野区	酒々井町 酒々井町朝 市出店者組 合	—	光町 篠本三区	富浦町 富浦町枇杷 振興協議会	君津市 大野台農業 振興研究会	野栄町 栄農組合	大網白里町 朝市組合
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川 県	小田原市 小田原市梅 研究会	津久井町 石神生産組 合	山北町 三保地域振 興会	海老名市 海老名市大 谷自治会	鎌倉市 鎌倉市農業 協同組合壮 年部	藤沢市 藤沢市農業 経営士協議 会	藤野町 竹の子の里 づくり実行委 員会	松田町 寄自然休養 村運営協議 会
山 梨 県	上野原町 用竹尾続地 区住みよい 集落づくり推 進協議会	○境川村 原むらづく り振興会	○韮崎市 上今井農業 振興会	南部町 佐野地区む らづくり推進 協議会	○塩山市 北牛奥集落	○八代町 奈良原農業 振興協議会	○増穂町 穂積を育てる 会	河口湖町 大石野菜出 荷協議会
長 野 県	佐久市 常田区	○長谷村 長谷村村づく り委員会	飯田市 大原地区	飯山市 太田南部活 性化推進組 合	北御杖村 御杖原北部 地区	富士見町 乙事農業農 村活性化推 進協議会	池田町 坂下ハーブ 研究会	●○立科町 西塩沢農村 整備促進委 員会
静 岡 県	中伊豆町 中国野菜づく り推進会	袋井市 袋井市三川地 区コミュニティー活 動推進協議会	◎○天竜市 熊地区活 性化推進協 議会	中川根町 中川根町特 産品振興会	島田市 太平溪流魚 養殖組合	天城湯ヶ島町 天城湯ヶ島町 村おこし実行 委員会	静岡市 同心会	浜松市 庄内おかみ さん会

(2)全 国

天 皇 杯	山形県寒河 江市	宮崎県諸塚 村	静岡県天竜 市	鹿児島県額 娃町	長崎県瑞穂 町	鹿児島県和 泊町	岩手県金ヶ 崎町	鹿児島県枕 崎市
内閣総理大臣賞	茨城県八千 代町	滋賀県秦荘 町	山形県大江 町	鳥取県倉吉 市	愛知県安城 市	岐阜県加子 母村	栃木県大田 原市	長野県立科 町
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	—	岩手県住田 町	徳島県海南 町	福井県和泉 村	岩手県大野 村	新潟県小木 町	熊本県不知 火町	徳島県鳴島 町
農林水産大臣賞	17	17	16	16	17	16	17	16
事例地区数	45	42	43	43	42	41	41	42

(1) 関東農政局管内(3/6)

[◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例]

都 県 名	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
茨 城 県	○美浦村 茂呂集落	笠間市 関戸農村集 落センター	関城町 関城町西保 末集落	—	—	—	水戸市 山根地区緑 の村推進協 議会	—
栃 木 県	○馬頭町 小口地区豊 かなむらづ くり会	●○栗山村 土呂部地区 水芭蕉の郷 づくり推進委 員会	○益子町 松本むらづ くり推進協議 会	○粟野町 永野むらづ くり21特産振 興会	○真岡市 西沼むらづ くり推進会	○塩原町 アグリバル協 議会	○烏山町 興野むらづ くり推進委員 会	岩舟町 小野寺むら づくり推進委 員会
群 馬 県	太田市 古戸朝市実 行委員会	板倉町 板倉町むら づくり特産品 加工組合	大間々町 小平の里づ くり委員会	藤岡市 桐山地区む らづくり推進 協議会	—	—	—	—
埼 玉 県	○毛呂山町 特産の里推 進協議会	○寄居町 寄居町生活 改善クラブ	名栗村 なぐり特産品 協議会	都幾川村 いこいの里 大附管理運 営委員会	秩父市 大田宮農推 進協議会	大利根町 道の駅「童謡 のふる里お とね」推進 協議会	—	○鶴ヶ島市 高倉ふさと づくりの会
千 葉 県	小見川町 岡飯田地区	八千代市 尾崎集落	○銚子市 豊岡農村婦 人の家運営 協議会	○君津市 清和観光農 園組合	和田町 上区自治会 (くすのき王 国)	—	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	川崎市 久末生産組 合	—	秦野市 千村若竹振 興組合	—	◇○横浜市 舞岡ふさと 村推進協議 会	—
山 梨 県	甲府市 小曲自治会	○須玉町 黒森区	小菅村 小菅村10 0%こすげ塾	—	○河口湖町 河口湖ブ ルーベリー生 産組合	○小淵沢町 食と健康を考 える会	○三富村 三富村農業 経営者会議	○鵜沢町 鹿島根っ子 の会
長 野 県	栄村 小滝集落	伊那市 新山農家組 合	小諸市 大杭むらお こし推進委員 会	○南信濃村 八重河内地 区住みよい むらづくり推 進協議会	○堀金村 旬の味ほり がね物産セ ンター組合	○山口村 山口村農産 物等直売組 合	松川町 信州松川く だもの観光協 会	○駒ヶ根市 駒ヶ根市上 在地区営農 組合
静 岡 県	大須賀町 有限会社サ ンファーム	下田市 ふるさと活 性化事業世 話人会	○森町 天方地区体 験の里振興 会	春野町 勝坂神楽の 里管理組合	富士宮市 富士ミルク ランド部会	藤枝市 瀬戸谷生き 生きフォー ラム	—	—

(2) 全 国

天 皇 杯	山口県三隅 町	和歌山県田 辺市	佐賀県伊万 里市	鹿児島県出 水市	秋田県山本 郡峰浜村	鹿児島大島 郡知名町	山口県山口 市	山形県西村 山郡西川町
内閣総理大臣賞	福岡県前原 市	栃木県栗山 村	新潟県津南 町	京都府亀岡 市西別院町	奈良県生駒 郡三郷町	秋田県男鹿 市	福岡県八女 郡星野村	熊本県玉名 郡三加和町
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	和歌山県か つらぎ町	鹿児島県知 覧町	鳥取県鳥取 市	青森県北津 軽郡金木町	佐賀県佐賀 市西与賀町	京都府中郡 大宮町	神奈川県横 浜市	広島県庄原 市一木町
農林水産大臣賞	17	17	17	16	16	16	16	16
事例地区数	41	45	39	36	37	34	34	35

(1)関東農政局管内(4/6)

〔◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例〕

都 県 名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
茨 城 県	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木 県	○茂木町 烏生田地区 むらづくり協 議会	鹿沼市 加蘇地区む らづくり推進 協議会野尻 直売所	○那須町 東山道伊王 野ふるさと物 産センター組 合	○野木町 矢畑むらづ くり組合	○壬生町 下稲葉営農 集団	○鹿沼市 中・入粟野 むらづくり 推進協議会	佐野市 作原地区む らづくり推進 協議会	○宇都宮市 逆面エコ・ア グリの里
群 馬 県	—	—	—	—	○六合村 ＪＡあがつ ま花卉生産 部会六合村 支部	○渋川市 行幸田地域 営農推進協 議会	—	みなかみ町 小川里山の 会
埼 玉 県	美里町 猪俣フラワー クラブ	羽生市 三田ヶ谷米ク ラブ	秩父市 秩父市荒川 そば生産組 合	蓮田市 農事組合法 人 駒崎転作 組合	深谷市 有限会社あ けとファー マーズマー ケット	熊谷市 こうなん農産 加工倶楽部	○秩父市 布里田中の 地域資源を 保全する会	◎○小川町 下里農地・ 水・環境保全 向上対策委 員会
千 葉 県	○千葉市 富田自治会	—	—	—	—	—	南房総市 たのくろ里山 保存会	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	津久井町 鳥屋農林産 物・特産物生 産販売組合	—	—	○南足柄市 あしがら花紀 行千津島地 区実行委員 会	—	—	—	—
山 梨 県	○南アルプ ス市 あやめの里 特産品加工 組合	○早川町 南アルプス 山ぶどう生産 組合	○中央市 豊富村農産 物等搬入運 営委員会	—	北杜市 白州道の駅 利用組合	—	—	○中央市 農事組合法 人た・から
長 野 県	—	○飯田市 柿野沢区	○飯山市 福島棚田保 存会「棚田の 里 三部」	長野市 坂中集落	上松町 上松町特産 品開発セン ター利用組 合	—	○信濃町 高沢集落	大鹿村 楽姓クラブW AZO
静 岡 県	—	●○島田市 農事組合法 人いくみ	—	○松崎町 松崎町石部 地区棚田保 全推進委員 会	○沼津市 西浦江梨集 落	○沼津市 NPO法人 戸田塩の会	○南伊豆町 南伊豆町農 業振興会	浜松市 地域の農業 を考える会

(2)全 国

天 皇 杯	岩手県遠野市	大分県安心院町	沖縄県中頭郡読谷村	大分県豊後高田市	徳島県海部郡美波町	新潟県上越市	佐賀県小城市	埼玉県比企郡小川町
内閣総理大臣賞	岐阜県郡上郡明宝村	静岡県島田市	高知県幡多郡十和村	和歌山県日高郡印南町	和歌山県東牟婁郡古座川町	秋田県仙北市	沖縄県糸満市	愛媛県西予市
(財)日本農林漁業振興会会長賞	岡山県新見市	岩手県盛岡市	福岡県福津市	秋田県横手市	福岡県糸島郡二丈町	佐賀県伊万里市	島根県雲南市	大分県佐伯市
農林水産大臣賞	16	16	17	16	17	16	17	17
事例地区数	35	35	31	31	38	32	32	32

(1)関東農政局管内(5/6)

〔◎天皇杯、●内閣総理大臣賞、◇日本農林漁業振興会会長賞(昭和63年から新設)、○農林水産大臣賞、太枠囲いは最優良事例〕

都 県 名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
茨 城 県	—	—	—	—	つくばみらい市 NPO法人古 瀬の自然と文 化を守る会	—	常陸大宮市 大賀地域活 性化協議会	
栃 木 県	○茂木町 棚田の郷か ぶと	○小山市 絹ふれあいの郷交流推 進組合	○市貝町 観音山梅の 里づくり協議 会	○栃木市 NPO法人太 平山南山麓 友の会	○栃木市 大柿地区グ リーンツーリ ズム推進協議会	○那須町 なすとらん倶 楽部	茂木町 農事組合法 人 そばの里 まぎの	○鹿沼市 板荷畑いつく し美会
群 馬 県	—	—	—	—	—	—	嬬恋村 鎌原地区活 性化協議会	みなかみ町 特定非営利 活動法人 奥利根水源 地域ネット ワーク
埼 玉 県	—	○皆野町 金沢たたらの 里を愛する 会	秩父市 栃谷ふるさと づくりの会	—	◎○三芳町 三芳町川越い も振興会	—	○小鹿野町 長若自然休 養村連絡協 議会	東秩父村中山 間地域事業上 ノ貝戸集落協 定会「大内沢 花桃の郷」
千 葉 県	—	—	—	佐倉市 生谷環境保 全・瑞穂会	鴨川市 鴨川市農林業 体験交流協会	○木更津市 木更津市観 光ブルーベ リー園協議 会	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	○小田原市 美しい久野 里地里山協 議会
山 梨 県	—	甲府市 帯那地域活 性化推進協 議会	○笛吹市 農事組合法人 八代町農産物 直売所グリーン ファーム八代	○富士川町 平林活性化 組合	—	上野原市 上野原市新 鮮野菜生産 者の会 談合 坂SA「やさ い村」部会	—	○甲府市 一般社団法人中道農産 物加工直売 組合
長 野 県	○木曾町 三岳農産加 工施設みた けグルメ工房 組合	—	○小布施町 風の会	—	○高山村 高山ワインぶ どう研究会	生坂村 草尾柿組合	○伊那市 農事組合法 人 山室	—
静 岡 県	○静岡市 NPO法人フ ロンティア清 沢	●○掛川市 NPO法人と うもの会	浜松市 特定非営利 活動法人は まなこ里海の 会	○島田市 企業組合くれ ば	—	○伊豆市 農事組合法 人 伊豆月ヶ 瀬梅組合	○川根本町 NPO法人 かわね来風	—

(2)全 国

天 皇 杯	岩手県遠野市	岩手県二戸市	宮崎県えびの市	青森県弘前市	埼玉県入間郡三芳町	愛媛県西予市	鹿児島県大島郡宇検村	岩手県一関市
内閣総理大臣賞	石川県能登町	静岡県掛川市	富山県射水市	宮崎県高鍋町	山口県萩市	鹿児島県垂水市	愛媛県喜多郡内子町	岐阜県加茂郡白川町
(財)日本農林漁業振興会会長賞	鹿児島県さつま町	鹿児島県西之表市	三重県松阪市	岐阜県郡上市	奈良県天理市	青森県下北郡風間浦村	福島県二本松市	鹿児島県薩摩郡さつま町
農林水産大臣賞	16	16	16	16	17	17	16	16
事例地区数	30	30	28	30	31	31	30	27

(1)関東農政局管内(6/6)

都 県 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
茨 城 県	○茨城町 ひろうら田舎 暮らし体験 推進協議会	—	—	—	—
栃 木 県	○那珂川町 小砂village 協議会	小山市 特定非営利 活動法人 げんきフォー ラム桑	○茂木町 さかがわ協 議会	○佐野市 閑援隊	○足利市 特定非営利 活動法人あ がた農楽園
群 馬 県	—	○川場村 富士山集落 活性化協議 会	みどり市 特定非営利 活動法人鹿 田山環境保 全ネットワ ーク	中之条町 中之条町農 業担い手受 入協議会	○沼田市 薄根地域ふ るさと創生推 進協議会
埼 玉 県	伊奈町 忠次プロジェ クト推進協 議会	—	○熊谷市 農事組合法 人小原営農	—	○川口市 新井宿駅と 地域まちづく り協議会
千 葉 県	—	南房総市 平群ツーリス ム協議会	○鴨川市 特定非営利 活動法人大 山千枚田保 存会	—	—
東 京 都	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	—	—	—
山 梨 県	—	○大月市 特定非営利 活動法人 おおつきエコ ビレッジ	—	—	都留市 道の駅つる 生産者組合
長 野 県	○長野市 平生産管理 組合	—	—	◎○上田市 稲倉の棚田 保全委員会	—
静 岡 県	—	○菊川市 特定非営利 活動法人 せんがまち 棚田倶楽部	—	—	—

(2)全 国

天 皇 杯	沖縄県伊江 村	新潟県村上 市	熊本県上益 城郡山都町	長野県上田 市	愛媛県西予 市
内閣総理大臣賞	福井県坂井 市	宮崎県刈田 郡七ヶ宿町	福島県二本 松市	京都府南丹 市	山形県鶴岡 市
(財)日本農 林漁業振興 会会長賞	山形県鶴岡 市	奈良県五條 市	福井県福井 市	新潟県小千 谷市	愛知県豊田 市
農林水産大臣賞	17	17	15	16	15
事例地区数	28	26	22	25	23

令和５年度豊かなむらづくり全国表彰事業
関東ブロック担当者
（令和６年３月現在）

【都県】

都県名	担 当 部 課 室 名	担当者名	電 話 番 号
茨城県	農林水産部農地局農村計画課	前 島	029-301-4264
栃木県	農政部農村振興課	神 山	028-623-2334
群馬県	農政部農村整備課	小笠原	027-226-3152
埼玉県	農林部農業支援課	渡 辺	048-830-4047
千葉県	農林水産部農地・農村振興課	臼 井	043-223-2782
東京都	農林水産部農業振興課	納	03-5320-4814
神奈川県	環境農政局総務室	遠 藤	045-210-4021
山梨県	農政部農村振興課	關 本	055-223-1595
長野県	農政部農村振興課	宮 下	026-235-7242
静岡県	経済産業部食と農の振興課	杉 浦	054-221-2626

【関東農政局】

担 当 課 名	担 当 者 名	電 話 番 号
農村振興部農村計画課	柳 澤 村 上 植 村	(代表) 048-600-0600 (内線 3409、3407) (直通) 048-740-0036、0481

